

御 杖 村
障がい者基本計画
障がい福祉計画・障がい児福祉計画

～「だれもが だれかの ためになれる むらをめざして」～

- ・ 第3次障がい者基本計画 令和3年度～令和8年度
- ・ 第6期障がい福祉計画 令和3年度～令和5年度
- ・ 第2期障がい児福祉計画 令和3年度～令和5年度



令和3年3月

御杖村

はじめに

本村ではこれまで、「御杖村障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人が地域のなかで安心して暮らしを送り、社会生活や地域活動に積極的に参加できる環境をつくるため、保健福祉サービスの充実、障がいのある人の社会参加の実現に努めてまいりました。



こうしたなか国では、障がいのある人に関わる制度の制定や見直しが次々と進められています。平成 30 年度には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行されました。障がいのある人の望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備が求められています。

本村におきましても国の動向と村の実情を踏まえ、令和5年度を目標年次とし、必要に応じて支援を受けながら、可能な限り自立した生活を送り、自分らしく暮らすことのできる村を築くため「御杖村障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」を策定いたしました。

この計画は、「障害者基本法」に基づく障がい者基本計画と「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉計画、「児童福祉法」に基づく障がい児福祉計画を一体的にまとめたものです。今後はこの計画に基づいて、障がいのある人やその家族への支援の充実を図り、「だれもがだれかのためになれるむら」の実現をめざしてまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提案を賜りました御杖村障害者計画等策定委員会の委員の皆様をはじめ、各関係機関の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月 御杖村長 伊藤 収宜

目 次

I	総論	1
	第1章 計画策定にあたって	2
	1 計画策定の趣旨	2
	2 障がい福祉制度の変遷	3
	3 計画の位置付け	4
	4 計画の期間	5
	5 計画の対象と用語の使い方	5
	第2章 障がいのある人を取り巻く現状	6
	1 人口の状況	6
	2 障がいのある人の状況	7
	3 アンケート調査結果	13
	第3章 成果と課題	21
	1 差別・偏見について	21
	2 災害時の支援について	21
	3 障がいのある人の生活について	21
	4 地域での生活について	22
	5 福祉サービスの利用について	22
	6 就労について	22
	7 障がいのある児童について	22
II	第3次障がい者基本計画	23
	第1章 計画の基本的な考え方	24
	1 基本理念	24
	2 基本方針	25
	3 施策体系図	26
	第2章 施策の展開	27
	1 適切なサービスを利用できるむらをめざして	27
	2 心のふれあいが広がるむらをめざして	32
	3 だれもが自分らしく暮らせるむらをめざして	36
	4 いつもすこやかでいられるむらをめざして	41
	5 安心して暮らせるむらをめざして	44
III	第6期障がい福祉計画	47
	第1章 第5期計画の実績	48
	1 障がい福祉サービス	48
	2 地域生活支援事業	53

第2章 今期計画の見込量と確保方策	55
1 本計画策定に向けて踏まえるべきポイント	55
2 令和5年度までの成果目標	57
3 サービスの概要	61
4 障がい福祉サービス	62
5 地域生活支援事業	66
6 その他活動指標	69
IV 第2期障がい児福祉計画	71
第1章 第1期計画の実績	72
1 障がい児福祉サービス	72
第2章 今期計画の見込量と確保方策	74
1 令和5年度までの成果目標	74
2 障がい児福祉サービス	76
V 計画の推進体制	79
1 住民参画の推進	80
2 関係機関における連携	80
3 計画の点検・評価	80
VI 資料編	81
1 計画等策定委員会設置要綱	82
2 計画等策定委員会委員名簿	84
3 計画等策定の経過	85

I 総論

第1章 計画策定にあたって

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

第3章 成果と課題



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国では、平成18年12月に、国連総会において「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択されて以降、「障害者自立支援法」や「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行、「発達障害者支援法」の改正、障害者自立支援法を改めた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」や「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（改正バリアフリー法）」の施行等、国内法の整備が進められてきました。

平成26年1月に障害者権利条約を批准し、これを反映した「第4次障害者基本計画」が平成30年3月に策定されました。このなかでは、条約の理念に基づき、障がいのある人を「必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体」としてとらえ、障害者基本法に基づく地域社会における共生等や差別の禁止、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施するとしています。

また、平成27年9月の国連サミットで、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、「SDGs（持続可能な開発目標）」が示され、国においても「障害者の自立と社会参加支援」を盛り込んだ「SDGs実施指針」が決定されました。平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、高齢者・障がいのある人・子どもなどすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに作り、高めあうことができる「地域共生社会」を実現していく旨が示され、障がいの有無に関わらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し支え合い、その人らしい生活を営むことができる地域共生社会の実現が求められています。

こうした近年の障がい者施策の動向や法制度の変革に対応するとともに、障がいのある人が地域において安心して暮らすことのできる共生社会をめざし、「御杖村障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 障がい福祉制度の変遷

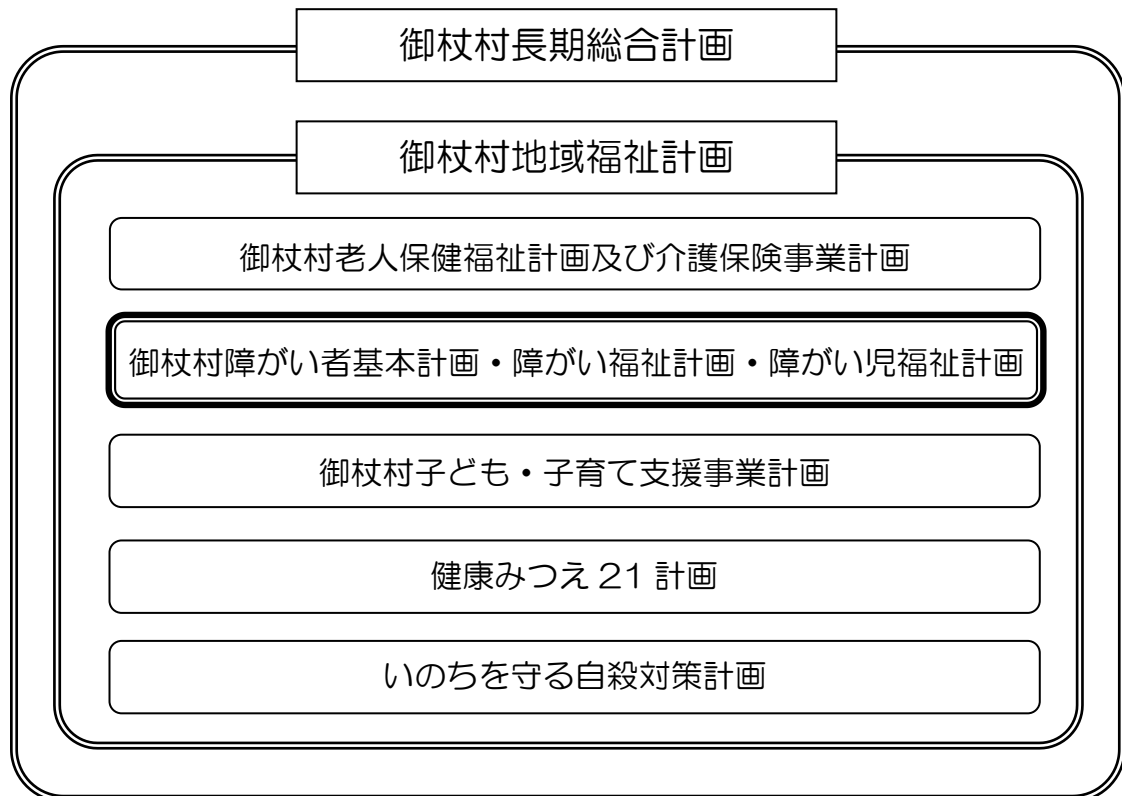
■障がい者施策関連法令などの動向

年	主な動き
平成 23 年	○「障害者基本法の一部を改正する法律」の施行 ・社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定 等
平成 24 年	○「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行
平成 25 年	○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の一部施行 ・理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等 ○「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の施行 ・障がい者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定 等
平成 26 年	○日本が「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」を批准 ○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の一部施行 ・障がい支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等
平成 28 年	○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行 ・不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取り組み 等 ○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」の施行 ・差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 ○「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」の施行 ○「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 ・切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等
平成 30 年	○「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行 ・障がいのある人の望む地域生活の支援、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等 ○「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障害者文化芸術推進法）」の施行 ・障がいのある人による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品等の発表の機会の確保 等
令和 2 年	○「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（改正障害者雇用促進法）」の施行 ・障がいのある人の短時間雇用に対する特例給付金の支給、障がい者雇用に対する優良事業者の認定制度の創設 等

3 計画の位置付け

本計画は、「障害者基本法」に基づく市町村障がい者基本計画と「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉計画と「児童福祉法」に基づく、障がい児福祉計画の3つの計画を一体的な計画として策定するものです。

国の「障害者基本計画」等を踏まえ「御杖村長期総合計画」を上位計画として、御杖村（以下、「本村」という。）における障がい者施策に関する基本的な指針とします。



- ◆御杖村障がい者基本計画：「障害者基本法」第11条第3項に基づき、障がい者施策全般にわたる方向性と具体的な取り組みを示す計画です。
- ◆御杖村障がい福祉計画：「障害者総合支援法」第88条に基づき、障がい福祉サービスの提供体制の確保や今後必要とされる障がい福祉サービス量を計画的に整備するための計画です。
- ◆御杖村障がい児福祉計画：「児童福祉法」第33条の20第1項に基づき、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保を図るための計画です。

4 計画の期間

障がい者基本計画は、令和3年度から令和8年度の6年間とし、障がい福祉計画（第6期）及び障がい児基本計画（第2期）は、令和3年度から令和5年度の3年間で計画期間とします。

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者基本計画	本計画（第3次）					
障がい福祉計画	本計画（第6期）					
障がい児福祉計画	本計画（第2期）					

5 計画の対象と用語の使い方

本計画で対象とする障がいのある人とは、障害者基本法の規定に基づく「身体障がい、知的障がい、または精神障がいがあるため、継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける人」、また、発達障害者支援法の規定に基づく「自閉症スペクトラム¹（自閉症、アスペルガー症候群²、その他の広汎性発達障がい³等）、学習障がい⁴、注意欠如・多動性障がい⁵、その他これに類する脳機能の障がいのある人」、ならびに、障がいのある人の定義に新たに難病等（治療方法が確立していない疾病、その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）を追加し、障がい福祉サービス等の対象とします。

なお、本計画では、法律上の名称や慣用的な表現などを除き、「障害」を「障がい」、「障害者」を「障がいのある人」として表記しています。

¹ 自閉症スペクトラム

現在の国際的診断基準の診断カテゴリーである広汎性発達障がい（PDD）とほぼ同じ群を指しており、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がいが含まれ、症状の強さに従って、いくつかの診断名に分類されるが、本質的には同じ1つの障がい単位だと考えられている。

² アスペルガー症候群

知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障がい³に分類されるものである。

³ 広汎性発達障がい

自閉性障がい（自閉症）、レット症候群、小児期崩壊性障がい、アスペルガー症候群、特定不能の広汎性障がい（非定型自閉症を含む）といった発達障がいの総称。

⁴ 学習障がい

Learning Disabilities（LD）。全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもの。

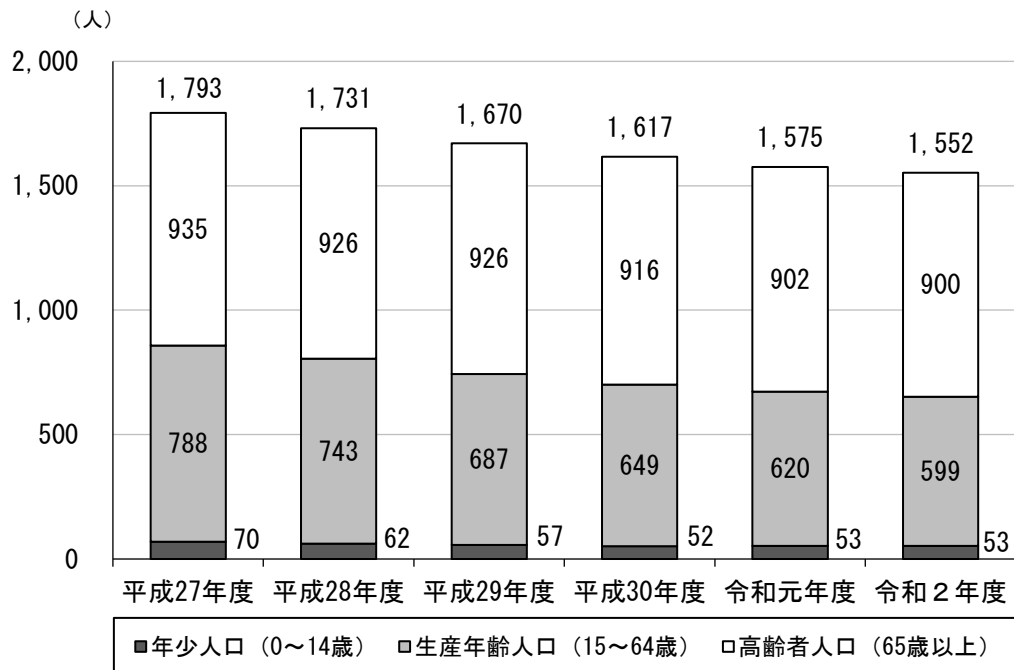
⁵ 注意欠如・多動性障がい（ADHD）

Attention Deficit/Hyperactivity Disorder（ADHD）。年齢または発達に不釣り合いな注意力、または衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

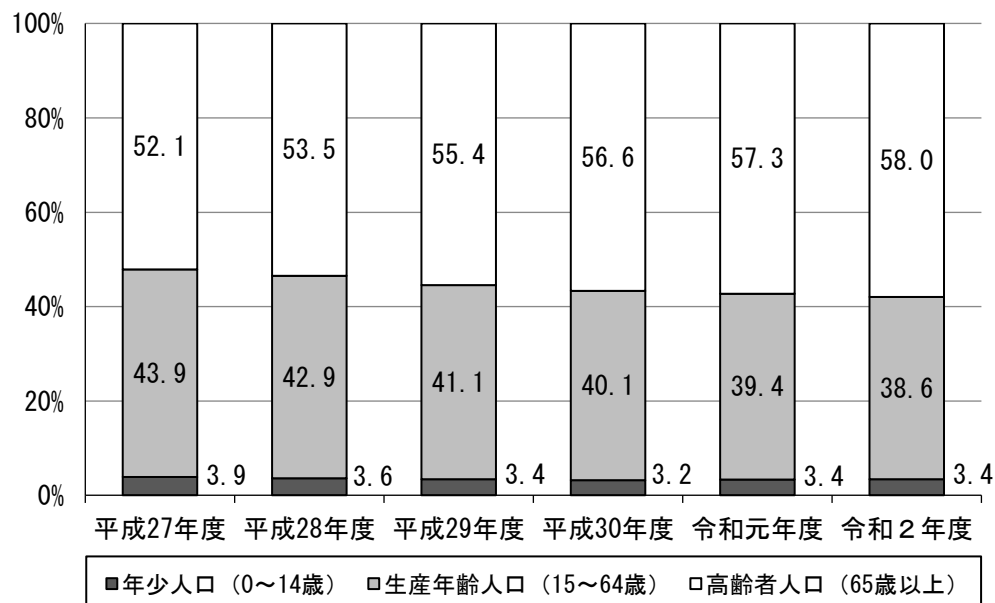
第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1 人口の状況

本村の人口は、年々減少しています。0～14歳の年少人口は平成30年度からほぼ横ばいですが、15～64歳の生産年齢人口、65歳以上の高齢者人口は減少しています。全人口に占める割合では、高齢者人口が高くなっています。



資料：住民基本台帳（各年度末※令和2年度は12月1日現在）



資料：住民基本台帳（各年度末※令和2年度は12月1日現在）

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計値が100%に満たない場合があります。

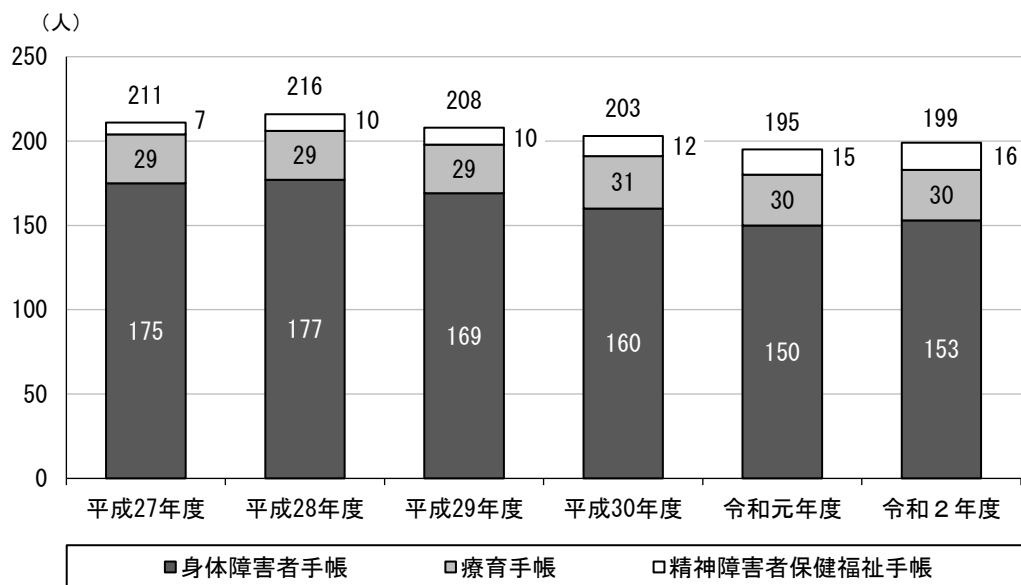
2 障がいのある人の状況

(1) 障害者手帳所持者数の状況

障害者手帳所持者数の推移をみると、平成 28 年度から令和元年度にかけて減少していますが、令和 2 年度には増加しています。

いずれの年度も、身体障害者手帳所持者が最も多く、次いで療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者となっています。

■障害者手帳所持者数の推移



資料：保健福祉課（各年度末※令和 2 年度は 12 月 1 日現在）

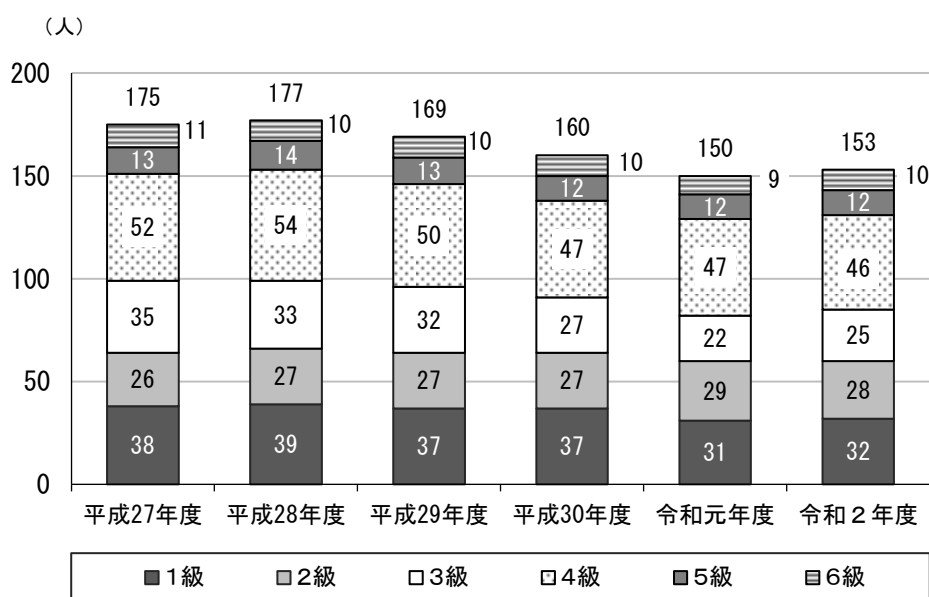
(2) 身体障害者手帳所持者数の状況

身体障害者手帳所持者数は、平成 28 年度から令和元年度にかけて減少していますが、令和 2 年度には増加しています。

身体障害者手帳所持者の年齢構成比をみると、65 歳以上が 89.5%となっています。

障がいの種類別身体障害者手帳所持者の推移をみると、いずれの年度も「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



資料：保健福祉課（各年度末※令和 2 年度は 12 月 1 日現在）

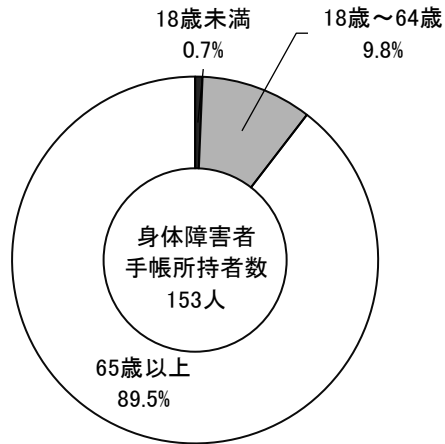
■身体障害者手帳所持者数対総人口比の推移

単位：%

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
総人口比	9.8	10.2	10.1	9.9	9.5	9.9

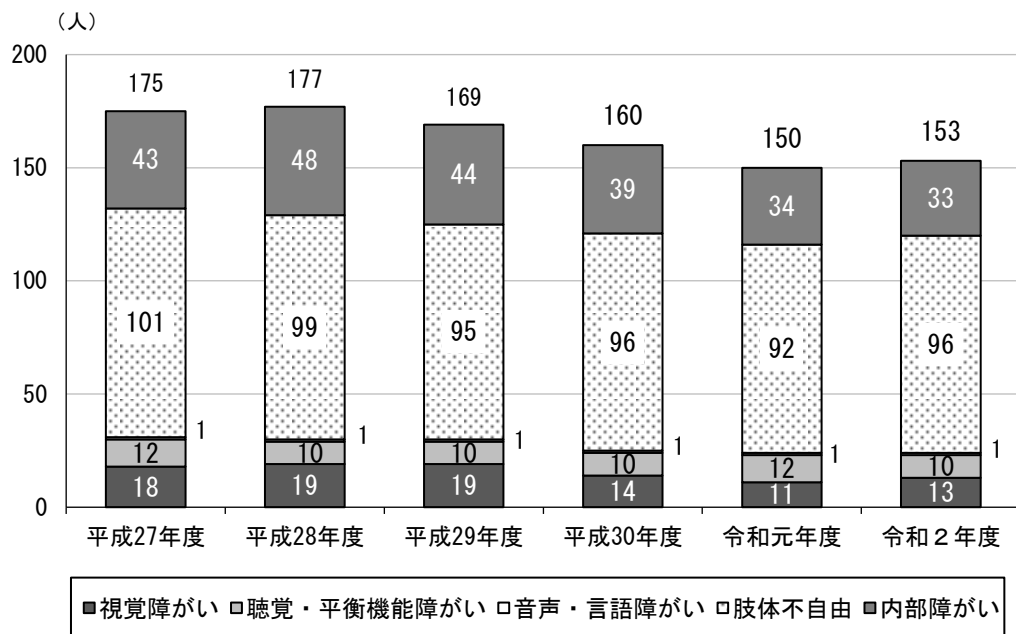
資料：保健福祉課（各年度末※令和 2 年度は 12 月 1 日現在）

■令和2年度身体障害者手帳所持者の構成比（年齢別）



資料：保健福祉課（※12月1日現在）

■身体障害者手帳所持者数の推移（種類別）



資料：保健福祉課（各年度末※令和2年度は12月1日現在）

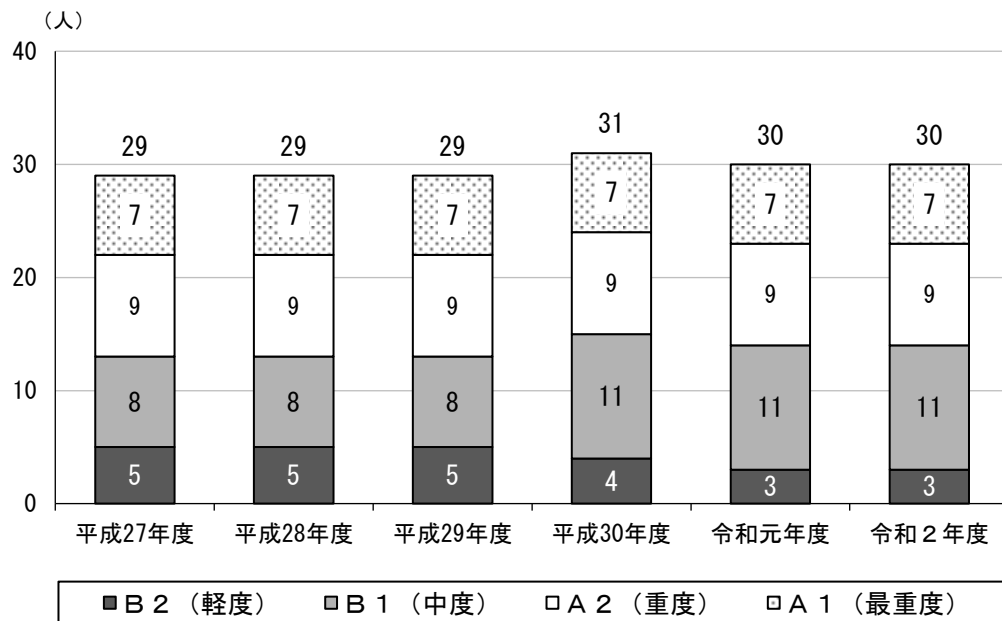
※2つ以上の障がい重複する場合、等級が高い方に計上。なお、令和2年度の重複者は、12月1日現在で17人。

(3) 療育手帳所持者数の状況

療育手帳所持者数は、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて増加しましたが、その後減少し、令和 2 年度は 30 人となっています。

等級別では、B 1（中度）が最も多く、次いで A 2（重度）、A 1（最重度）となっています。令和 2 年度では、B 2（軽度）が 3 人、B 1（中度）が 11 人、A 2（重度）が 9 人、A 1（最重度）が 7 人となっています。

■療育手帳所持者数の推移（等級別）



資料：保健福祉課（各年度末※令和 2 年度は 12 月 1 日現在）

■療育手帳所持者数の推移（年齢・等級別）

単位：人

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
18 歳未満	重度 (A)	5	5	4	4	2	2
	中軽度 (B)	1	1	1	1	1	1
18 歳以上	重度 (A)	15	15	15	15	15	15
	中軽度 (B)	8	8	9	11	12	12
合計		29	29	29	31	30	30

資料：保健福祉課（各年度末※令和 2 年度は 12 月 1 日現在）

■療育手帳所持者数対総人口比の推移

単位：%

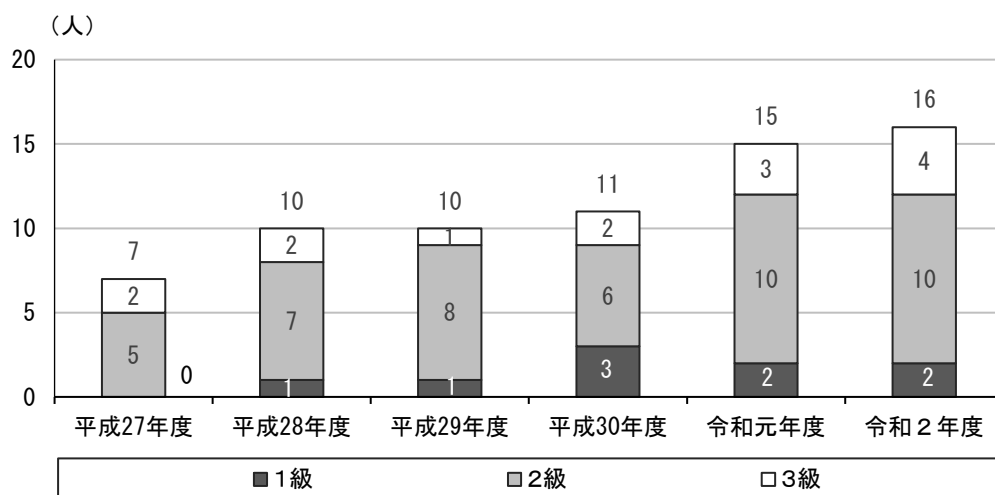
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
総人口比	1.6	1.7	1.7	1.9	1.9	1.9

資料：保健福祉課（各年度末※令和 2 年度は 12 月 1 日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向となっており、令和2年度は16人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（等級別）

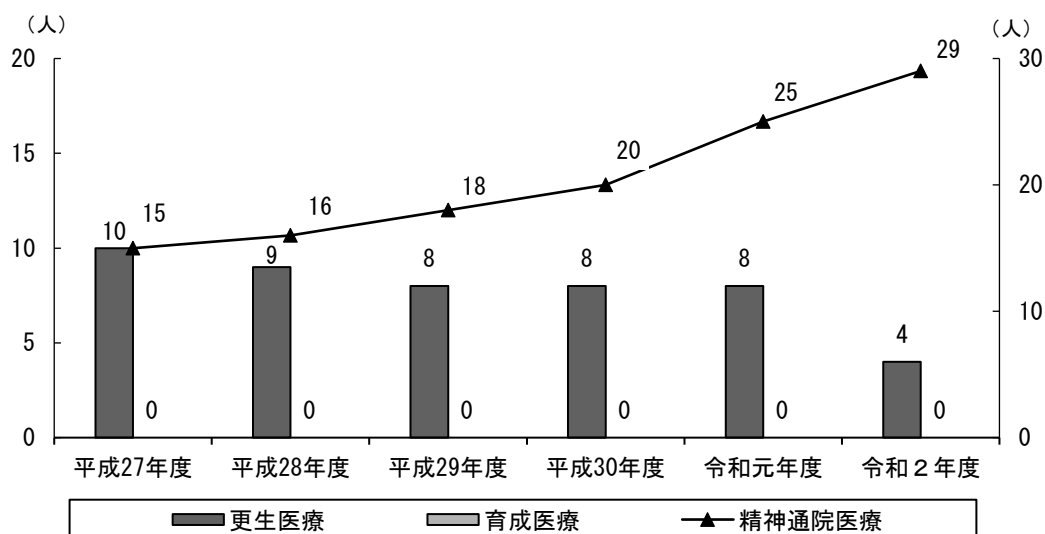


資料：保健福祉課（各年度末※令和2年度は12月1日現在）

(5) 自立支援医療受給者の状況

精神通院医療受給者数は平成27年度以降、増加しています。令和2年度の更生医療の受給者数は4人で、平成27年度より6人減少しています。

■自立支援医療受給者数の推移（区分別）



資料：保健福祉課（各年度末※令和2年度は12月1日現在）

（６）発達障がいのある人の状況

平成 17 年 4 月、発達障害者支援法が施行され、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠如・多動性障がい（ADHD）等の脳機能の障がいで、通常低年齢で発現する障がいが発達障がいと定義されました。

その後、平成 28 年 5 月に改正（同年 8 月施行）され、乳幼児期での早期発見と成長に至る過程での切れ目のない支援や、教育現場での支援、就労支援、家族への支援等が盛り込まれました。

保健、医療、障がい福祉、教育、労働等の関係機関と連携を図りながら、発達障がいのある人を支援するネットワークを構築することが求められています。

（７）難病のある人の状況

難病患者数の推移をみると、特定医療費（指定難病）受給者数は平成 27 年度、平成 29 年度が 16 人と最も多くなっています。小児慢性特定疾病医療費支給認定数は、平成 28 年度以降、毎年 1 人となっています。

■難病患者数の推移

単位：人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
特定医療費（指定難病） 受給者数	16	14	16	13	14	—
小児慢性特定疾病医療費 支給認定数	0	1	1	1	1	—

資料：中和保健所（各年度末※令和 2 年度は年度末に集計をするため、記載なし）

3 アンケート調査結果

(1) 調査の概要

① 調査の目的

本調査は、「御杖村障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」の改定のための基礎資料とするとともに、障がい福祉施策を進める際の参考とすることを目的とし、村内等にお住まいの障がいのある人を対象として、生活や福祉サービスの利用状況等を把握するために実施しました。

② 調査概要

- 調査地域：御杖村全域
 - 調査対象者：身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者
障がい福祉サービス利用者等
 - 調査期間：令和2年8月28日（金）～9月14日（月）
 - 調査方法：郵送配布・郵送回収
- ※回答の割合は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計値が100.0%にならない場合があります。

③ 回収結果

配布数	有効回収数	有効回収率
212 件	105 件	49.5%

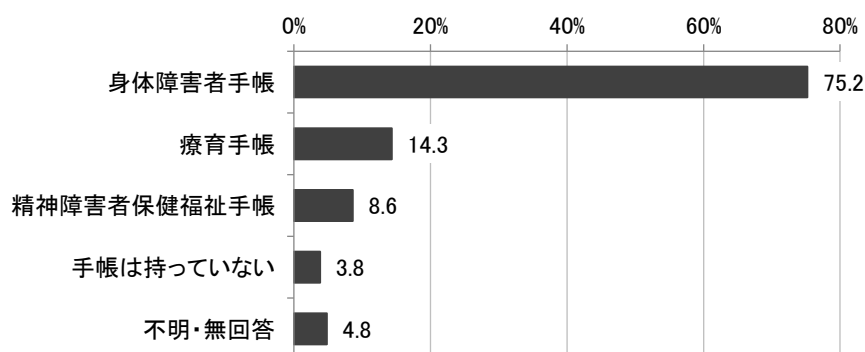
(2) 調査結果

① 調査対象者について

所持している障害者手帳については、「身体障害者手帳」が75.2%と最も高く、次いで「療育手帳」が14.3%、「精神障害者保健福祉手帳」が8.6%となっています。

■所持している手帳

全体(N=105)

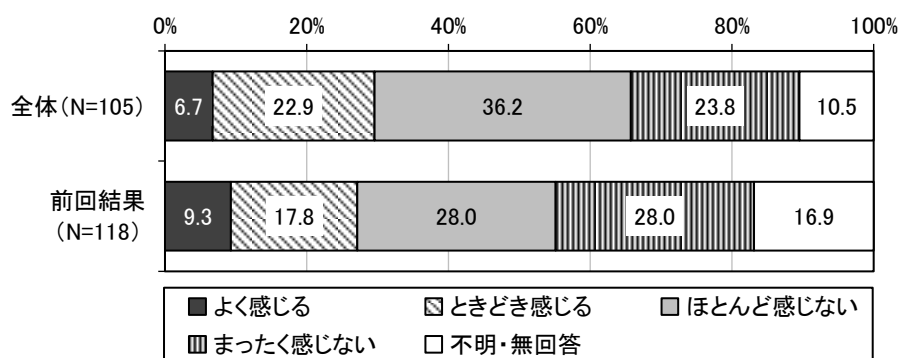


② 差別・偏見について

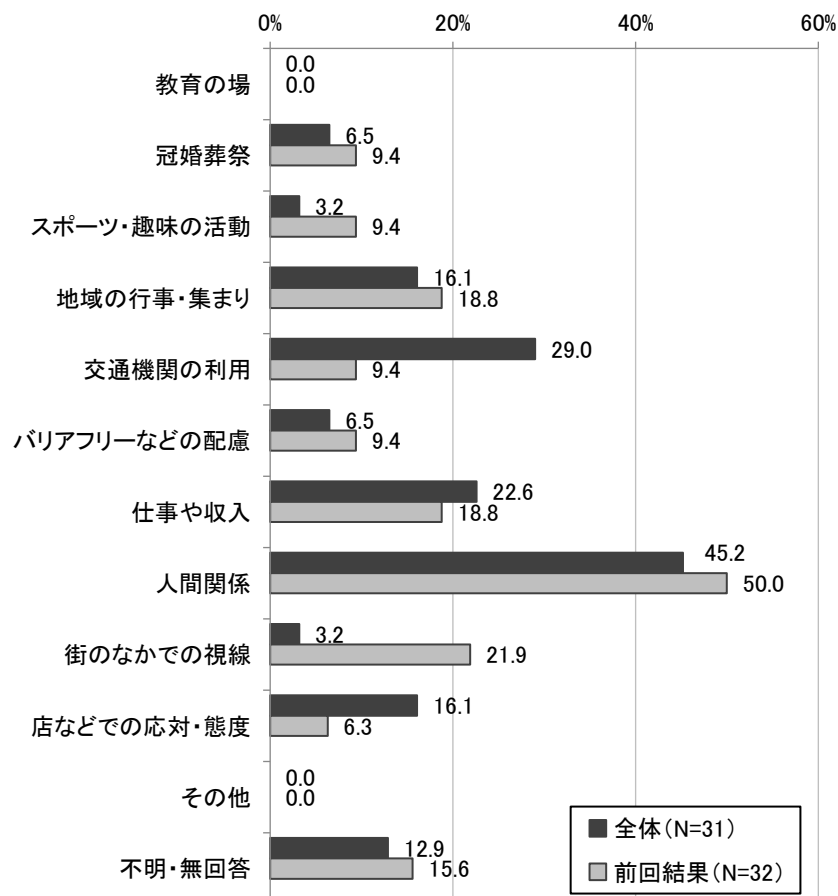
日常生活において、差別や偏見を感じることはあるかについては、「ほとんど感じない」が36.2%と最も高く、次いで「まったく感じない」が23.8%、「ときどき感じる」が22.9%となっています。前回結果と比較すると、「ほとんど感じない」が8.2ポイント、「ときどき感じる」が5.1ポイント上回っています。

差別や偏見を感じる場についてみると、「人間関係」が45.2%と最も高く、次いで「交通機関の利用」が29.0%、「仕事や収入」が22.6%となっています。

■差別・偏見を感じるか



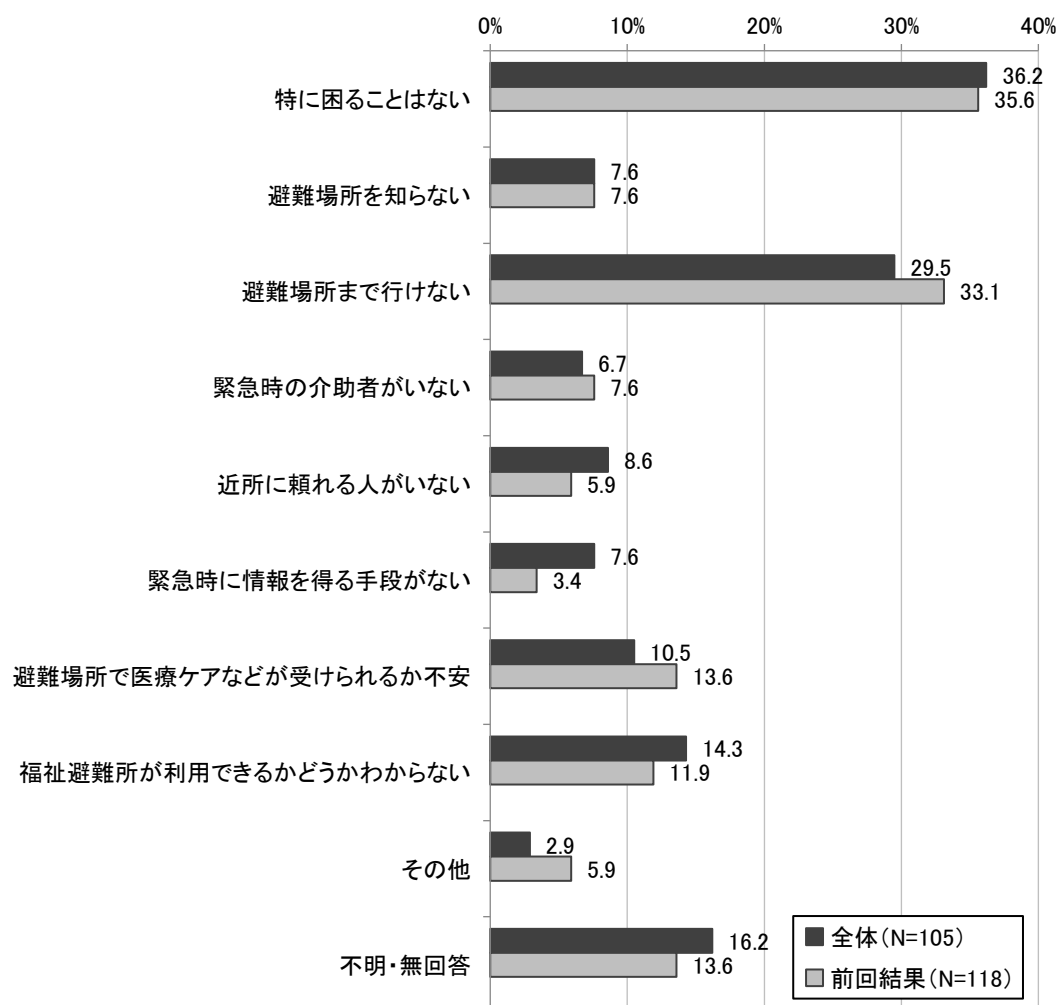
■差別・偏見を感じる場面



③ 安全・安心について

災害のときに困ることについてみると、「特に困ることはない」が36.2%と最も高く、次いで「避難場所まで行けない」が29.5%、「福祉避難所が利用できるかどうか分からない」が14.3%となっています。

■災害時に困ること

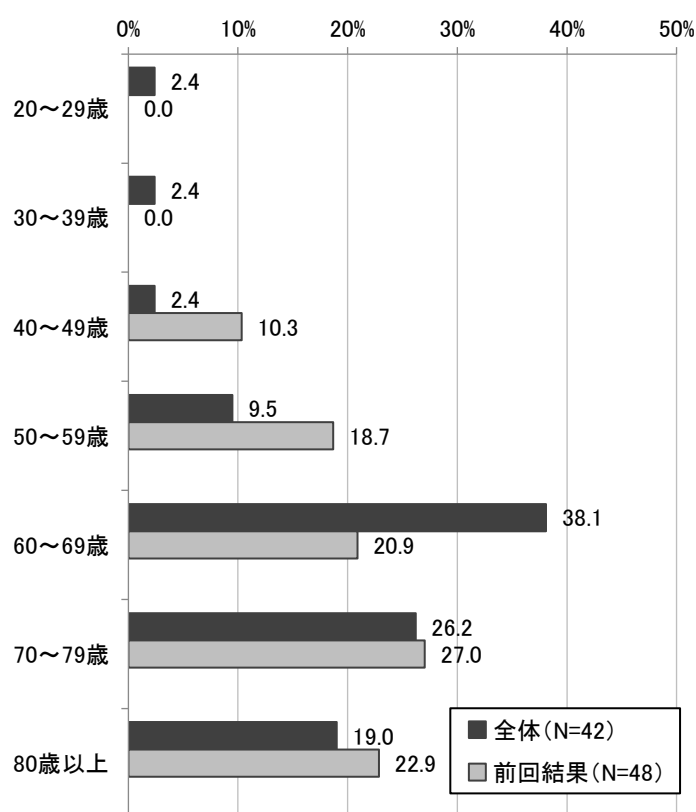


④ 主な介助者について

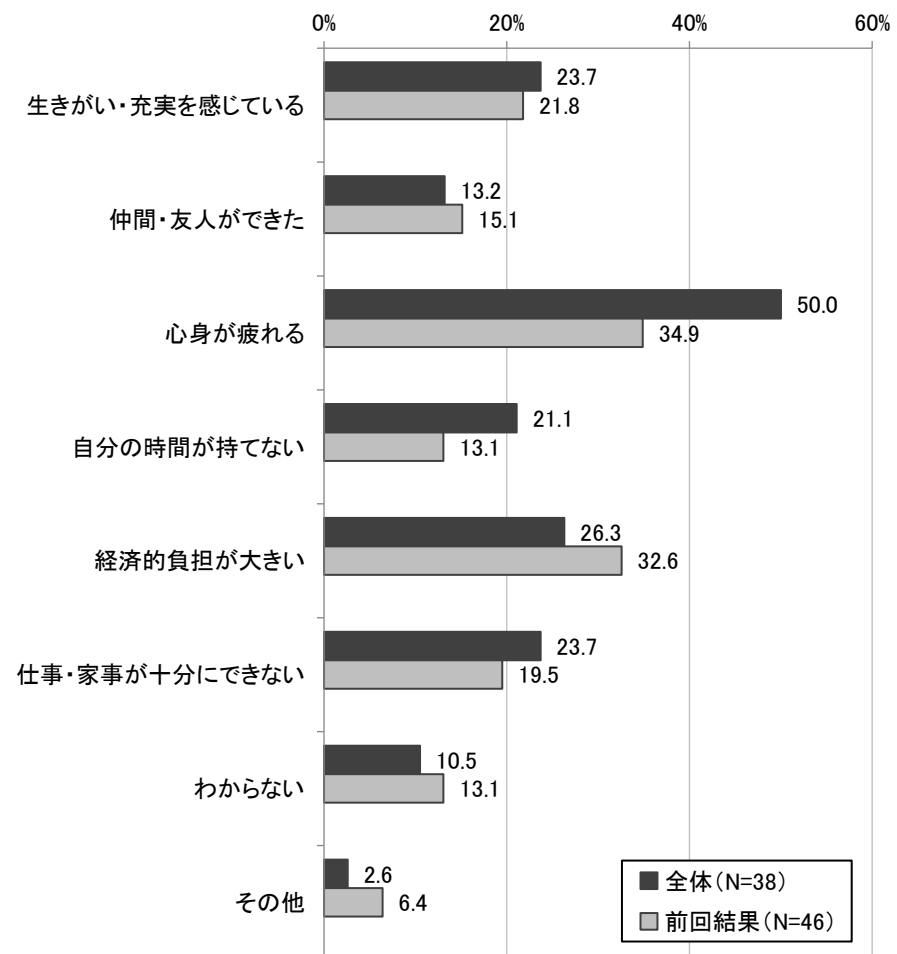
介助者の年齢についてみると、「60～69 歳」が 38.1%と最も高く、次いで「70～79 歳」が 26.2%、「80 歳以上」が 19.0%となっています。前回結果と比較すると、「60～69 歳」が 17.2 ポイント上回り、「50～59 歳」が 9.2 ポイント、「40～49 歳」が 7.9 ポイント下回っています。

介助について、「心身が疲れる」が 50.0%と最も高くなっています。前回結果と比較すると、15.1 ポイント高くなっています。

■主な介助者の年齢



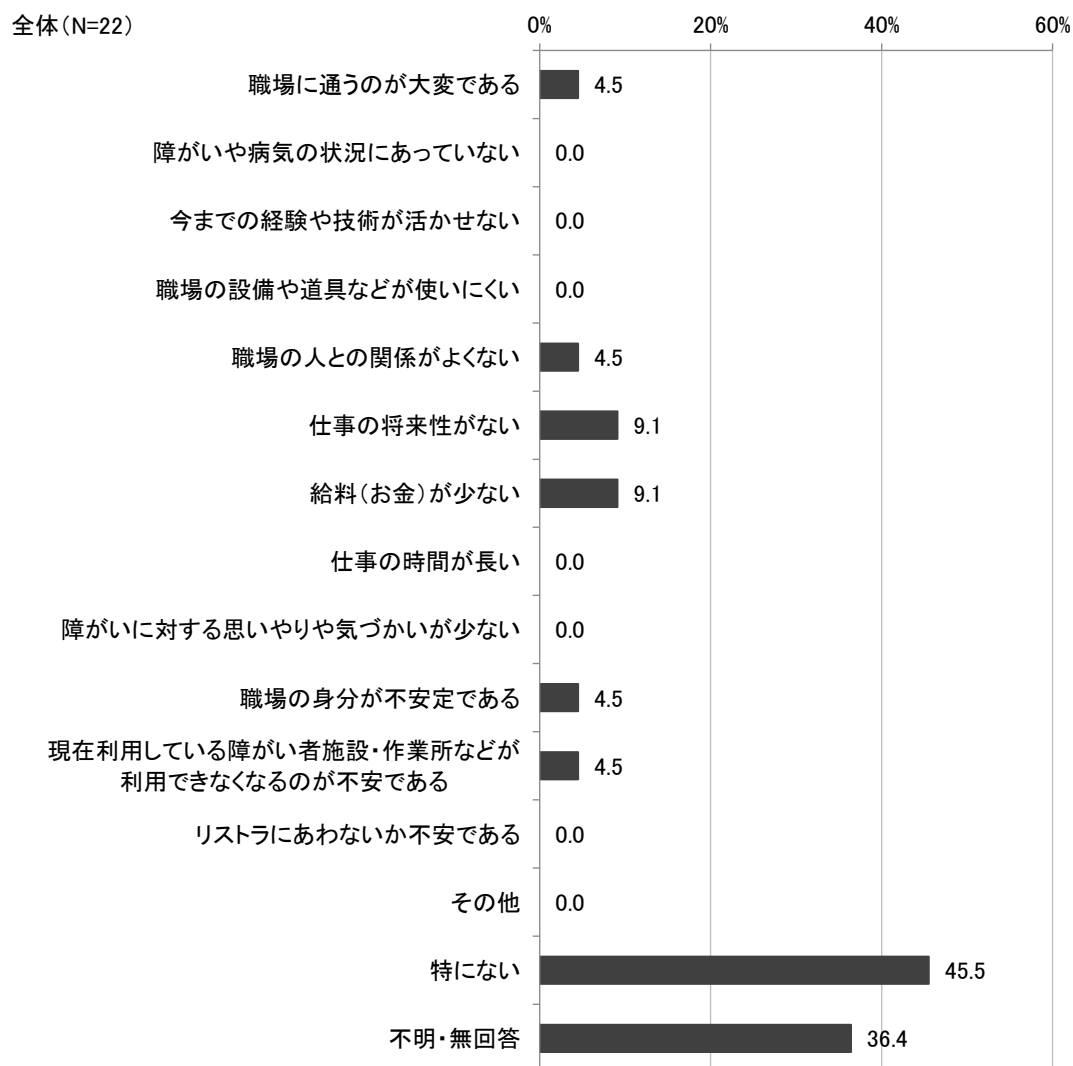
■ 介助について感じていること



⑤ 就労について

仕事に対する不安や不満についてみると、「特にない」が45.5%と最も高く、次いで「仕事の将来性がない」「給料（お金）が少ない」がともに9.1%となっています。

■仕事に対する不安や不満

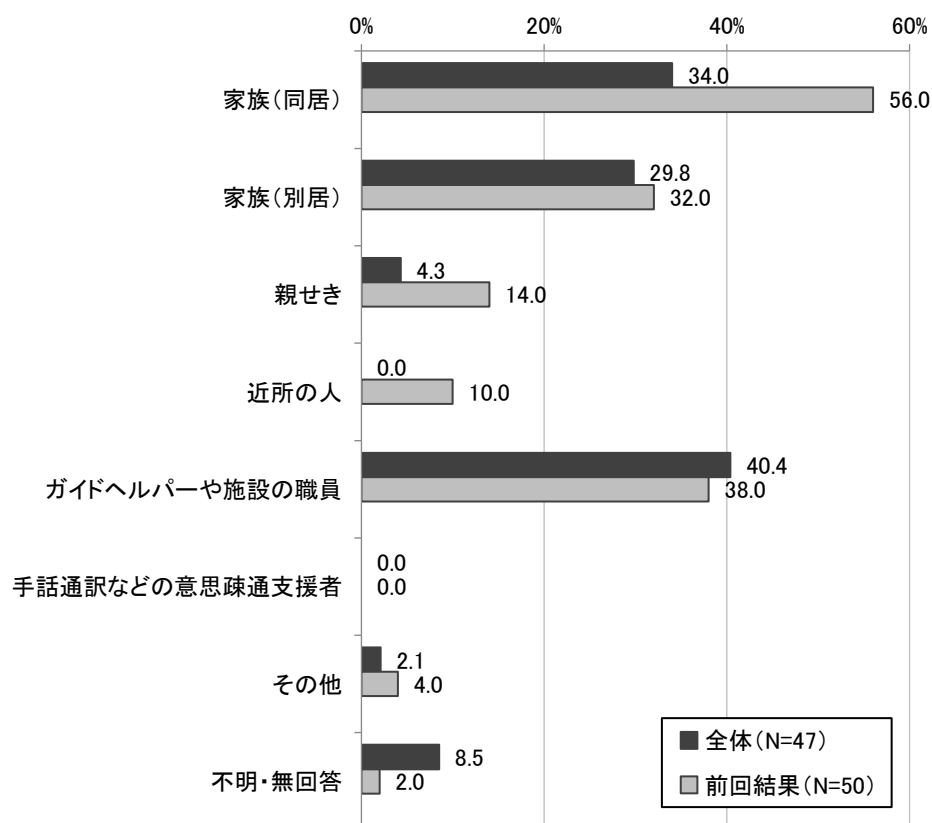


⑥ 外出について

外出する際の主な同伴者や必要な支援者についてみると、「ガイドヘルパーや施設の職員」が 40.4%と最も高く、次いで「家族（同居）」が 34.0%、「家族（別居）」が 29.8%となっています。

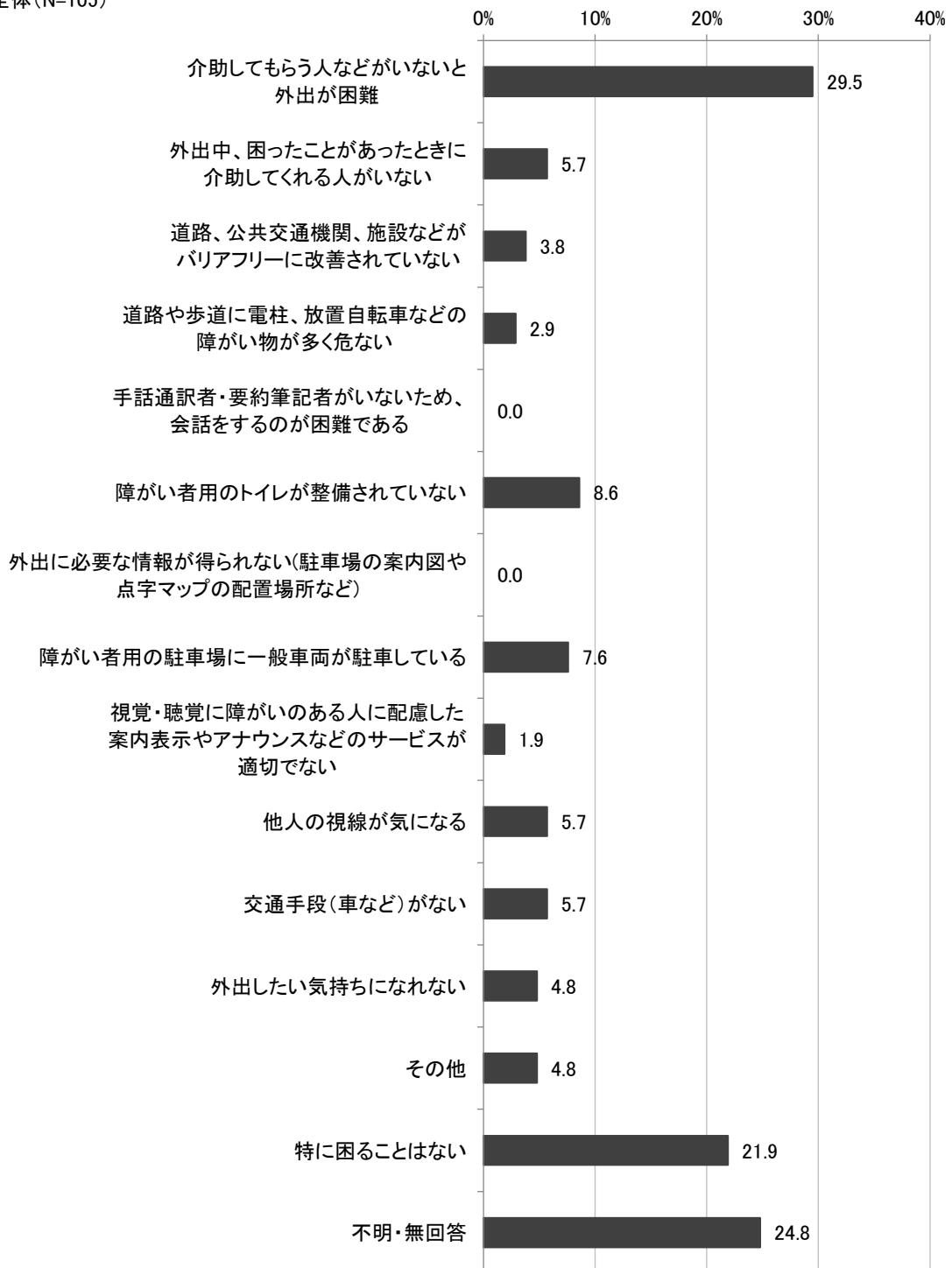
外出の際に困ることについては、「介助してくれる人がいないと外出が困難」が 29.5%と最も高くなっています。

■外出の際の主な同伴者や必要な支援者



■外出の際に困ること

全体(N=105)



第3章 成果と課題

1 差別・偏見について

アンケート調査結果によると、日常生活において障がいがあるために差別や偏見を感じる割合は、前回調査（平成29年度）時に比べると「よく感じる」は低下していますが、「ときどき感じる」は高くなっています。障害者差別解消法についての啓発を推進し、障がいのある人への差別・偏見をなくす取り組みが求められます。

また、差別・偏見を感じる場として、「交通機関の利用」や「仕事や収入」、「店などでの対応・態度」の割合が前回調査時より高くなっており、障がいのある人への差別や偏見が依然として残っていることがうかがえます。学習機会や啓発活動を通じ、障がいのある人への理解を求める取り組みが求められます。

2 災害時の支援について

アンケート調査結果によると、災害時に困ることについては、「避難場所まで行けない」が29.5%となっています。本村では、民生委員児童委員の協力を得て、避難行動要支援者名簿を対象者等同意のうえ作成し、各関係機関に提供を行っています。今後も、災害時に迅速に安全に避難できる体制づくりが必要です。

また、「避難場所で医療ケアが受けられるか不安」や「福祉避難所が利用できるかどうか分からない」という回答が多く、避難場所の利用に不安を感じている様子が見られます。

本村では、防災ハザードマップを作成し、危険な地域等を地域住民に知らせるとともに避難所に表示看板を設置するなど災害時避難の迅速化を図っていますが、引き続き、災害対策の強化が求められます。

3 障がいのある人の生活について

アンケート調査結果によると、主な介助者について、60～69歳が38.1%と最も高く、前回調査時よりも17.2ポイント上昇しており、介助者の高齢化が進んでいる状況がうかがえます。介助について「心身が疲れる」が50.0%となっており、介助者が高齢になり、介助を負担に感じている様子が見られます。10年後には70歳代が多くなると予想されるため、介助者の負担の軽減が必要となっています。

アンケート調査結果によると、外出時の支援者について、前回調査時と比べ、「家族（同居）」、「家族（別居）」の割合が低下し、「ガイドヘルパーや施設の職員」が上昇しています。外出の際に困ることについては、「介助してもらふ人などがいないと外出が困難」が29.5%と最も高くなっています。家族の高齢化や、一人暮らし、夫婦のみの世帯が増加するなかで、障がいのある人の外出を支援する体制が必要です。

4 地域での生活について

平成27年4月より曽爾村・御杖村合同自立支援協議会が設立され、2村で協力しながら地域で暮らす障がいのある人や家族を支える取り組みを進めています。宇陀郡合同障害者地域自立支援協議会と連携しつつ、地域生活支援拠点等の整備に向けた検討や、困難ケースに対する協議を進め、引き続き、村単独では難しい課題の解決に向けて、広域で連携して取り組みます。

また、新たに建築した公営住宅はバリアフリーに考慮した設計となり、合理的配慮の提供に努めています。

5 福祉サービスの利用について

共同生活援助（グループホーム）について、計画を上回る利用がありました。今後もニーズの高いサービスであるため、利用できる体制の確保が求められます。

65歳に至るまで長期間障がい福祉サービスを利用してきた高齢者が介護保険サービスを利用する場合に、利用者負担を軽減する仕組みを設けましたが、対象となる人はいたものの、障がいの程度等を考慮し、介護保険制度の利用はありませんでした。引き続き、対象となる人がいる場合に適応できるよう、サービスを継続する必要があります。

6 就労について

アンケート調査結果によると、仕事についての不安・不満については、「特にない」が最も高いものの、「仕事の将来性がない」や「給料が少ない」が1割近くとなっています。障がいのある人がやりがいを持てるよう、環境を整備することが必要です。

7 障がいのある児童について

障がい児福祉サービスの利用が必要な児童に対して、適切にサービスが利用できるよう、体制を確保する必要があります。

自立支援協議会の子ども部会を通じ、障がいのある子ども及び発達等に障がいがある子どもを育てている父・母を対象にペアレントメンターを派遣し、茶話会を開催しています。国の施策でも発達障がいのある児童に対する支援が強化されており、今後もニーズの動向を注視し、継続することが必要です。

II 第3次障がい者基本計画

第1章 計画の基本的な考え方

第2章 施策の展開



第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障がいのある人の福祉に関するこれまでの理念を継承しつつ、「すべての村民が互いに人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現」をめざします。障がいがあっても、必要な支援を受けながら、だれもが地域や社会活動に参加し、可能な限り自立した生活を送り、自らの意思によって自分らしく暮らすことのできるむらをめざし、本計画の基本理念を以下の通りとします。

だれもが だれかの ためになれる むらをめざして
～すべての村民が互いに人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現～

2 基本方針

(1) 適切なサービスを利用できるむらをめざして

障がいのある人がだれとどこで生活するか等を自らの意思に基づいて選択できるよう、必要な障がい福祉サービスを充実させ、自立と社会参加を支援します。

また、住み慣れた地域で生活できるよう、必要な情報を取得し、相談ができる体制の確保に努めます。

(2) 心のふれあいが広がるむらをめざして

障がいのある人が地域において、社会参加を進めていくためには、だれもが理解しあい、尊重しあえる心のふれあいが大切です。

広報・啓発や福祉教育を推進し、障がいのある人の尊厳を守るとともに、地域のさまざまな活動に参加できるよう、ふれあいのあるむらづくりを推進します。

(3) だれもが自分らしく暮らせるむらをめざして

障がいの有無に関わらず、適切な教育を受け、自分に合った就労をめざすことができるよう、支援に努めます。

また、社会情勢の変化に伴い、人々の価値観も多様化し、物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさが求められており、障がいのある人についてもゆとりや生きがいを感じられるよう、趣味や創作等の文化・芸術活動や、スポーツ・レクリエーション活動等への支援を図ります。

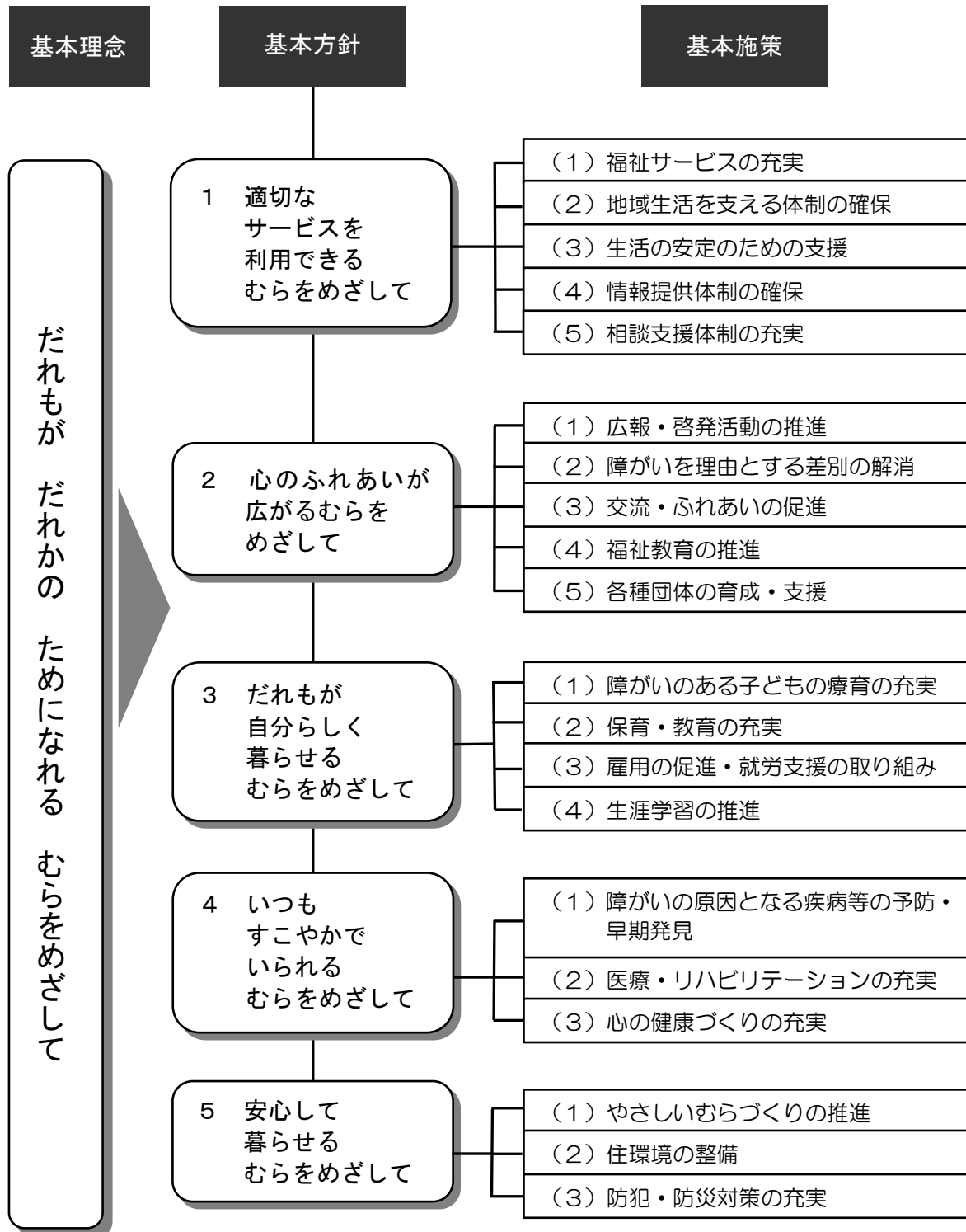
(4) いつもすこやかでいられるむらをめざして

障がいのある人が、その障がいの種別や程度に関わらず、健康に安心して暮らすことができるよう、医療・保健の充実を推進します。

(5) 安心して暮らせるむらをめざして

障がいのある人が暮らしやすいむらは、だれにとっても暮らしやすいむらであるといえます。だれもが暮らしやすい環境づくりに取り組むとともに、近年の大規模災害にも備えた防犯・防災対策を推進します。

3 施策体系図



第2章 施策の展開

1 適切なサービスを利用できるむらをめざして

(1) 福祉サービスの充実

障がいのある人が、住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう、住居の確保と福祉サービスの充実に取り組みます。

施策の内容

① 訪問系サービスの充実

○居宅介護、重度訪問介護をはじめとする訪問系サービスの提供を進め、障がいのある人の在宅での生活を支援します。

② 日中活動系サービスの充実

○自立訓練、生活介護、療養介護をはじめとする日中活動系サービスの提供を進め、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を支援します。

③ 補装具費の支給

○障がいのある人の身体機能を補完・代替する補装具の購入または修理に要した費用の一部を支給します。

○補装具については、購入を原則としますが、利用者の利便性に合わせて「貸与」が適切と考えられる場合に限り、貸与の対象とします。

④ 障がい児福祉サービスの充実

○障がいのある児童が児童発達支援や放課後等デイサービス等の必要なサービスを利用することで、発達を促すことや居場所づくりができるよう、提供体制の整備を進めます。

⑤ 障がいのある人の高齢化への対応

○65歳に至るまで長期間障がい福祉サービスを利用してきた高齢者が介護保険サービスを利用する場合に、利用者負担を軽減する仕組みを設けます。

(2) 地域生活を支える体制の確保

障がいのある人の地域での生活を支援するため、緊急時の対応や相談に応じられる体制づくりに取り組みます。

施策の内容

① 地域生活支援事業の充実

○障がいのある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、利用者の状況に応じ、県と連携しながらサービスの提供に努めます。

② 地域自立支援協議会の運営

○障がいのある人に対する保健、医療、障がい福祉、教育等のサービスについて、宇陀郡合同障害者地域自立支援協議会を軸に、適切なサービスが提供できるよう、関係機関との連携及び調整を行います。

③ 地域生活を支える機能の整備

○宇陀郡合同障害者地域自立支援協議会を軸に、関係機関や近隣市町村と連携のうえ、地域生活支援拠点等についての検討に取り組みます。

④ 多様な住まいの確保の促進

○障がいのある人の住み慣れた地域での暮らしを支援するとともに、入所施設から地域生活への移行を促進する観点からグループホームの確保に努めます。

⑤ 地域生活を支える人材の育成

○障がいのある人の地域での暮らしを支えるため、自治会や民生委員児童委員、ボランティア等の活動を支援するとともに、必要な研修を行うなど人材の育成に努めます。

○関係機関と連携し、ニーズに応じたボランティアを養成する講座を開講するなど、さまざまな活動の周知・啓発を図ります。

(3) 生活の安定のための支援

障がいのある人が地域のなかで安定した生活を送り、社会参加と自立を実現するためには、障がいのある人やその家族に対する経済的な支援が必要です。そうした状況に対応するため、国・県・村は、公的年金、各種手当、助成制度を設けています。本村では、各種の経済的支援制度の周知を進め、障がいのある人の個々の状況に応じた利用の促進を図っています。

今後も、当事者ニーズの把握に努め、こうした生活安定の各種制度の周知を徹底するため、積極的な広報活動を推進していくことが重要です。

施策の内容

① 年金・手当等の充実と制度の周知

○障がいのある人に対する障害者基礎年金や特別障害者手当等が適切に給付されるよう、制度の周知や利用促進の広報・啓発及び情報提供、各種相談事業の実施に努めます。

○障がいのある人に対する各種乗り物運賃や料金の割引等、障がいのある人の経済的負担の軽減を図る制度の周知を行い、利用を促進します。

② 減免制度の実施と制度の周知

○障がいのある人の経済的負担を軽減するため、税の減免制度や各種割引制度について周知を図ります。

③ 福祉医療サービスの提供

○障がいのある人が必要なときに安心して医療機関に行けるよう、年齢や障がいの程度に応じて、医療費の自己負担の軽減に努めます。

④ 権利擁護の推進

○障がいのある人の権利擁護や財産の管理等を行う成年後見制度等、日常生活自立支援事業の周知・啓発に努めます。

○権利擁護や権利行使、福祉サービス利用の援助を行う関係機関と連携し、障がいのある人の財産の保全管理や対象者の早期発見に努めます。

（４）情報提供体制の確保

障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、情報提供のあり方を工夫することが必要です。わかりやすい情報提供に努めるとともに、障がいのある人の特性に応じた情報提供を工夫します。

施策の内容

① わかりやすい情報提供の推進

○障がいのある人が利用できるサービスや制度について、障がいのある人にとってわかりやすい情報提供に努めます。

② 行政窓口等における情報提供の充実

○村職員が障がいの特性や必要な配慮・支援の方法を理解し、適切に対応できるように研修等を行い、障がいのある人が行政手続きを行いやすいよう、取り組みを進めます。

③ 障がいに関心した情報提供の充実

○「広報みつえ」やホームページについて、文字の大きさやフォント、色彩等に配慮し、障がいのある人にとってみやすく、わかりやすい情報提供に努めます。

○障がいのある人の特性やニーズに対応した情報提供の方法等を把握・検討し、必要に応じて導入を進めます。

(5) 相談支援体制の充実

福祉サービスの利用援助や日常生活の相談等、だれでも気軽に相談できる体制づくりを推進し、相談相手のいない人の解消に努めます。

施策の内容

① 相談窓口の充実

- 御杖村社会福祉協議会相談支援事業所へ障害者相談支援事業を委託し、保健福祉課と連携のうえ、専門的なことも含め、幅広く対応します。
- 「広報みつえ」を定期的に活用する等、気軽に相談できる窓口の周知に努めます。

② 相談支援の充実

- 計画相談を含め、障がいのある人それぞれのケースについて、よりニーズに沿った多様な相談を受けられるよう、努めます。
- 福祉サービスの利用援助や日常生活全般の相談への対応、専門機関への紹介等、相談支援の充実を図ります。
- 専門的な支援が必要な困難事例等への対応については、個々の状況に対応できるよう、必要な体制の整備に努めます。
- 各関係機関との連携を深め、相談への対応をより迅速に行えるよう、努めます。

③ 障がいのある人に対する虐待の防止及び対応

- 障がいのある人への虐待の防止や養護者への支援等を推進します。
- 障がいのある人への虐待に関わる相談窓口について、体制の充実を図ります。
- 障がいのある人への虐待通報の受理や虐待を受けた障がいのある人の保護、擁護者への指導・助言を行います。
- 虐待防止に関する情報を周知し、迅速に対応できるよう、環境づくりに取り組みます。
- 虐待を受けた障がいのある人への居室の確保について、広域的に検討を進めます。

2 心のふれあいが広がるむらをめざして

(1) 広報・啓発活動の推進

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立して生活し、社会参加ができる環境をつくるためには、住民に対して正しい理解と協力を得るための広報・啓発活動が大切な役割を担います。

今後は、従来の「広報みつえ」やホームページ、各種行事の機会等を通して、より一層の啓発活動の充実に努めます。

施策の内容

① 各種メディアの活用

○「広報みつえ」やホームページ、SNS、ケーブルテレビ等の各種メディアを活用し、障がいや障がいのある人に対する理解の浸透に努めます。

② さまざまな障がいについての理解の促進

○さまざまな広報・啓発活動を推進することにより、障がいや障がいのある人に対する理解を促進します。

○障がいのある人それぞれが、互いの障がいについて理解し、思いやり、助け合える仕組みづくりに取り組みます。

○発達障がいや高次脳機能障がい、難病、医療的ケアが必要な人等、さまざまな障がいについての理解を促進します。

(2) 障がいを理由とする差別の解消

社会のあらゆる場面で、障がいを理由とする差別を受けたり、障がいへの配慮がないために暮らしにくさを感じたりすることがないように、住民に対して障がいについての理解を促し、差別のない社会づくりに向けた取り組みを推進します。

施策の内容

① 障がいを理由とする差別の解消

- 「障害者基本法」及び「障害者差別解消法」に定める「社会的障壁の除去のための必要かつ合理的な配慮」の理念の周知・啓発に努めます。
- 「障害者差別解消法」に基づく職員対応要領を作成し、障がいのある人に対する合理的配慮の提供に努めるとともに、障がいを理由とする差別の解消に取り組みます。
- 雇用の分野における障がいのある人に対する差別的取り扱いの禁止等を定めた「障害者雇用促進法」について、関係機関と連携し、広報等の活用により周知・啓発に努めます。

(3) 交流・ふれあいの促進

障がいのある人にとって、豊かで安心して暮らせる地域を実現するためには、地域の住民と交流する機会をつくり、地域で支え合い、助け合える関係を築いていくことが重要です。

今後は、関係団体等との一層の連携を図り、地域での福祉活動や幼少期からの交流教育の充実を図っていきます。

施策の内容

① 交流・ふれあいの場づくりの促進

- 地域との関わりを深め、障がいのある人の外出時や緊急時の対応をだれもが自然とできるような地域づくりを推進します。
- 他市町村との地域間交流を推進し、障がいの有無に関わらず、幅広い交流の実現をめざします。
- 観光・交流施設について、引き続きバリアフリー化を進めるなど、障がいのある人の受け入れ体制の構築に努めます。
- 御杖村特別支援教育総合推進協議会の事業として、年に一度交流会を開催し、所属

する団体やグループを越えて、さまざまな世代の当事者とふれあう機会をつくりま
す。今後は当事者の世代間交流をするとともに、保護者間の情報共有や交流、相談
の場として発展していけるよう、努めます。

（４）福祉教育の推進

地域住民が障がいのある人を取り巻く諸問題について理解を深め、障がいや障がい
のある人に必要な合理的配慮が求められています。障がい者問題を含む、あらゆる人
権問題について理解を深め、一人ひとりの「心の障壁」を取り除くために、家庭、地
域、学校、職場等で一緒に学べる学習の場を充実させていくことが大切です。

家庭、地域、学校等において、すべての人が障がいのある人の人権や福祉について
学ぶ機会を増やし、障がいの有無に関わらず、ともに育つことができる場の充実を図
ります。

施策の内容

① 学校における福祉教育の推進

- 障がいの有無に関わらず、子ども同士の交流を行うとともに、施設訪問等の実践的
な福祉教育の促進を図ります。
- 子どもたちが障がいや障がいのある人に対する理解を深めることができるよう、教
職員や保護者が連携し、学習活動の工夫に努めます。
- 車いすの利用や、ゴールボール体験等を通じ、障がいのある人に対する配慮の大切
さを学ぶ機会をつくることに努めます。
- 障がいのある人々の講演会を開催し、経験談からの学びの機会をつくることに努め
ます。

② 地域における福祉教育の推進

- 村職員や教育関係者について、率先して障がいや障がいのある人に関する理解の向
上を促進します。
- 地域の人々が障がいのある人に対する理解を深めることができるよう、地域における
講習会の開催等の支援に努めます。
- 障がいの有無に関わらず、だれもがともに学ぶことができる場を確保し、障がいや
障がいのある人に対する理解の浸透に努めます。

(5) 各種団体の育成・支援

障がいのある人やその家族によって構成される団体の活動は、障がいのある人の生活を支えるうえで重要な役割を担っています。

会員数の減少や高齢化等の課題はありますが、障がいのある人が互いに助け合い、悩みを共有する機会を確保できるよう、活動の支援に取り組みます。

施策の内容

① 当事者活動への支援

○障がいのある人や関係者で組織する団体に対して活動の支援を行い、障がいのある人の生きがいつくりや福祉の向上に努めます。

② 団体活動の周知

○障がい者団体が取り組む活動の情報発信を行い、活動への理解や行事への参加を促進します。

③ 団体との協働による取り組み

○団体の主体性を尊重しながら、団体への運営補助等により活動を支援します。

○障がいのある人のスポーツ大会や文化活動への参加を促進するため、関係団体等との協働の取り組みを推進します。

3 だれもが自分らしく暮らせるむらをめざして

(1) 障がいのある子どもの療育の充実

障がいのある子どもや家族が身近な地域において、必要な支援や福祉サービスを利用できるよう、体制の整備を進めます。

障がいのある子どもや保護者の相談に応じる体制の充実に取り組みます。

施策の内容

① 早期発見・療育体制の充実

○障がいのある乳幼児に対して、早期から個々の障がいに対応した療育指導を行い、関係機関と連携を図りながら療育相談や療育訓練に取り組みます。

○新生児や乳幼児に対する健康診査等を充実し、必要とする保護者に対する発達相談や療育指導を推進します。乳幼児相談や乳幼児健診から治療につながるケースがあるため、「疾病」「発育・発達」「子育て支援」の側面から母子ともに観察をし、早期発見に努めます。

② 発達障がいのある子どもに対する支援の充実

○保健、医療、障がい福祉、保育、教育をはじめとする関係機関と連携を図り、発達障がいの早期発見に努めるとともに、発達に応じた適切な支援が受けられるよう、体制の整備に努めます。

③ 相談体制の充実

○保護者の教育上の悩みや不安を解消し、障がいのある子ども一人ひとりに最も適切な教育の場が提供できるよう、家庭、学校、関係機関が連携し、相談体制の充実を図ります。

○家庭訪問の実施等、保護者の不安解消や家庭での子どもの様子を知る機会を図ります。

(2) 保育・教育の充実

障がいの有無によって分け隔てられることなく、可能な限りともに教育を受けることができるインクルーシブ教育システムの構築を進めます。

障がいのある子どもが合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けて学ぶことができる体制づくりに努めます。

施策の内容

① 一貫した支援の実施

○障がいのある子どもや発達の遅れが見られる子どもの保護者に対して、障がい児教育への理解を促進し、一人ひとりに即した教育を早期から行えるよう、啓発活動を行います。

○保育所、学校、教育委員会、保健福祉課が連携を図り、連絡会等による一貫した支援体制により、一人ひとりの状態を把握し、障がいの種別・程度に対応した支援を実施します。

○小中連絡会を行い、中学校へ進学する際の保護者の不安解消に努めます。

○「発達障害者支援法」に基づき、子どもの自立生活力を高めるために支援体制の整備に努めます。

○インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、すべての子どもたちがともに学び、一人ひとりの特性・能力に応じた指導が受けられる教育の推進に努めます。

② 特別支援教育の推進

○身体・知的障がい、学習障がい（LD）、注意欠如・多動性障がい（ADHD）、自閉症スペクトラム等の発達障がいにより、特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりに応じた教育内容の充実に努めます。

③ 教職員の特別支援教育への理解の浸透

○特別支援教育について、教職員への研修、会議、委員会を行うなど、理解の浸透を図ります。

④ 進路指導体制の充実

- 学校、行政、ハローワーク、企業の連携を強化し、障がいのある子どもの状況に適した進路指導を行います。
- 保護者と学校の連絡体制により、授業や生徒の様子を理解する取り組みを図ります。

⑤ 放課後・長期休暇中の居場所づくり

- 放課後等デイサービス等、放課後・長期休暇期間中に支援が必要な子どもが適切なサービスを受けられるよう、確保に努めます。
- 地域において、放課後や長期休暇中における居場所及び日中活動の場の確保に努めます。また、障がいのある子どもの受け入れができるよう、体制の整備に努めます。

⑥ 教育環境の整備

- 保育所・小中学校等において、障がいのある子どもが適切に保育・教育を受けられるよう、施設・設備のバリアフリー化を図る等、教育環境の改善に取り組めます。
- 保育所・小中学校等に医療的ケアが必要な子どもが入学した場合、適切な保育・教育を受けられるように、看護師の配置等、必要な支援を行います。
- 医療的ケアが必要な子どもが入学した場合に備え、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が協議する場の設置に努めます。

(3) 雇用の促進・就労支援の取り組み

障がいのある人にとって住み慣れた地域で自立して、安定した生活を営むうえで、就労は大変重要なものです。

障害者雇用促進法に基づき、雇用の分野における障がいのある人に対する差別の禁止及び障がいのある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定めることが求められています。

企業等に対して、障がいのある人の雇用への理解を働きかけていくとともに、ハローワーク等の関係機関と連携した就労支援や、障がいのある人の職業能力向上への支援に取り組みます。

施策の内容

① 障がいのある人に対する就労の場の確保

- 障害者雇用率制度や助成金措置等の各種制度を周知し、雇用率未達成企業の解消を促進します。
- 毎年9月の障害者雇用支援月間を中心に、障がいのある人の雇用の促進を図るための啓発活動を積極的に行います。

② 障がいのある人の職業能力開発の充実

- 日常生活を送るために必要な能力や身体の機能向上を図るため、「生活訓練」や「機能訓練」を推進します。
- 「就労移行支援事業」「就労継続支援事業」を促進し、一般就労に向けた支援を行うとともに、能力に応じた働く機会の提供に努めます。
- 職業適応援助者（ジョブコーチ）の利用を積極的に推進し、職場への定着を支援します。

③ 職業相談、職業紹介機能の充実

- ハローワーク等と連携を図り、就労支援から就労後のフォローまで一貫した相談・助言を行います。

（４）生涯学習の推進

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、文化芸術活動を通じて障がいのある人の個性と能力を発揮し、社会参加を促進することが求められています。

本村で開催される文化、スポーツ・レクリエーション活動や行事等に障がいのある人が積極的に参加でき、生きがいを感じられるよう、努めます。

施策の内容

① スポーツ・文化活動の充実

○障がいのある人がスポーツ大会や文化・芸術行事、公民館等で開催する教室に参加しやすいよう、会場のバリアフリー化を促進するとともに、気軽に参加できる環境の整備を図ります。

○生涯学習に関する取り組みの内容を充実させるため、さまざまな分野の人材の発掘と確保に努めます。

○障がいのある人のスポーツ・文化活動への参加にあたっては、地域ボランティアとも連携を図り、交流を育むとともに、生きがいづくりにつながる取り組みの推進に努めます。

4 いつもすこやかでいられるむらをめざして

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見

障がいの原因となる疾病等の予防・早期発見に努めることで、早期療育体制の充実を図り、個々の障がいに応じた療育指導に努めます。

施策の内容

① 障がいの原因となる疾病等の予防

- すこやかに子どもを産み育てるために、妊娠届け時より妊婦健康診査や訪問指導の充実を図ります。
- 村内の道路交通環境の整備を図るとともに、交通安全意識の啓発を進め、交通事故による後遺症等の障がいを未然に防ぐ取り組みを推進します。
- 成人では、特定健診の結果を基に保健指導や栄養指導を行い、生活習慣病予防に努めます。また、特にリスクが高い方については特定保健指導の対象とし、状態改善を図ります。

② 健康診査体制の充実

- 障がいにつながる疾病を早期に発見することができるよう、健康相談、各種健康診査等の充実を図ります。

(2) 医療・リハビリテーションの充実

医療・リハビリテーションの充実を図ることは、障がいの軽減や障がいのある人の自立を促進するために不可欠です。近年では、高齢化や生活スタイルの変化による心臓疾患・脳血管疾患や交通事故の後遺症による障がい、精神障がいのある人に対する治療・リハビリテーションの需要が増加しています。

障がいの程度や内容に応じた治療・リハビリテーションが身近な場所で受けられるよう、地域における治療・リハビリテーション体制の一層の充実に努めます。

施策の内容

① 医療体制の充実

- 村診療所を中心として、各種機関との連携のもと、だれもが必要なときに適切な治療を受けることができるよう、診療機能の向上を働きかけます。
- 障がいのある人が健康診断・健康相談等を受けやすい方法等について検討します。
- 村内で対応できない診療科目については、近隣医療機関と連携し、対応します。

② リハビリテーション体制の充実

- 医療機関等と連携し、医学的なリハビリテーション体制基盤の確保に努めます。
- 一人ひとりの状況に応じて、リハビリテーションの効果があるかどうかを適切に見極め、短期間でも効果的に実施できる体制の充実に努めます。
- 理学療法士が実施する「筋力アップ教室」を開き、筋力低下の予防に努めます。また、会場までの移動手段の改善に努めます。

③ 難病患者への支援

- 難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健、医療、障がい福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めます。

(3) 心の健康づくりの充実

うつ病をはじめとする心の病や睡眠障がい、パニック障がい、PTSD（心的外傷後ストレス障がい）、摂食障がい、薬物依存症、社会的ひきこもりや注意欠如・多動性障がい等の発達障がいに分類される児童期の精神疾患は増加傾向にあり、ストレスを抱える現代社会において、精神疾患はだれでもかかり得る「一般的な病気」となっています。そのため、身体的な健康づくりだけでなく、精神的な健康の保持増進を図る「心の健康づくり」の充実が求められています。

精神障がいのある人の早期治療の促進、社会復帰及び社会経済活動への参加を促進するなど、総合的な視点で働きかけ、医療、福祉等の関係機関が連携し、心の健康づくりに取り組みます。

施策の内容

① 心の健康づくりの推進

○心の健康を保てるよう、予防に関する情報提供に努めます。

○さまざまな精神疾患に対応できる適切な相談体制の構築等、心の健康づくりを推進します。

② 精神障がいのある人への支援の推進

○精神障がいのある人やその家族に対する相談支援体制の充実に努めます。

○各種機関と連携し、精神疾患の早期発見・早期治療に努めるとともに、円滑な社会復帰に向けた支援に努めます。

5 安心して暮らせるむらをめざして

(1) やさしいむらづくりの推進

国においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（改正バリアフリー法）」が施行され、奈良県においても、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づいたまちづくりが進められています。

本村においても、これらの法や条例に基づき、障がいのある人が自由に行動することができ、安全で快適な生活環境の整備を推進し、福祉のむらづくりを進めます。

障がいのある人に限らず、すべての人が快適で生活しやすいむらづくりを推進していくため、建築物や道路、公共交通機関等の生活環境の整備に取り組みます。

施策の内容

① やさしい施設の普及・啓発

○だれもが住みやすいむらづくりを進めていくため、建築物や公園、道路、住宅等の設置者や建築技術者はもとより、住民一人ひとりに対して、ユニバーサルデザインの考え方について普及・啓発を図ります。

○公共施設及び公共公益施設のエレベーター、スロープ等の設置改善を推進します。
また、身体障がい者用駐車場の確保に努めます。

○民間による施設の建設や既存施設の改修においても「奈良県福祉のまちづくり条例」に基づき、指導・助言を行います。

○障がいの有無に関わらず、外出支援サービスのさらなる充実を図ります。

（２）住環境の整備

住宅改修助成事業等により、障がいのある人とその家族の負担の軽減を図っています。在宅生活を継続するため、住宅改修への要望は高いことから、今後も事業の継続と充実を図っていくことが求められます。

また、合理的な配慮等により障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、多様な住まいの場の確保を進めます。

施策の内容

① 住宅改修に関する支援、相談、指導の充実

○住宅改修の経済的負担を軽減するため、各種制度の周知と利用促進を図ります。

② 公営住宅におけるバリアフリー化

○障がいのある人の入居や公営住宅の建設・建て替えについては、合理的配慮に努め、バリアフリー設計・改修を進めます。

(3) 防犯・防災対策の充実

だれもが安心して社会生活を送るためには、地域全体で防犯・防災対策に取り組む必要があります。地震・水害等の自然災害が発生した場合、障がいのある人には情報が伝わらず、避難できず取り残されるというような事態が懸念されます。そのため、災害時の情報伝達や避難誘導等の体制整備の充実が求められています。

防犯・防災意識の普及、啓発、緊急連絡体制、防災マニュアル等の整備を図り、地域での協力体制づくりに努めます。

施策の内容

① 悪質商法被害の未然防止

○悪質商法の手口等の情報提供や消費者教育に取り組むとともに、苦情等に対する相談の充実に努めます。

② 地域における防犯・防災体制の強化

○障がいのある人を含めた地域住民の防災意識の向上を図ります。

○地域の実情にあった自主防災組織の育成に努めるとともに、関係機関との連携・協力体制を強化し、犯罪や災害に強い地域づくりを推進します。

③ 緊急時における支援体制の整備

○災害時における避難行動要支援者の支援の方策を検討し、要支援者の情報の把握や防災情報の伝達、避難誘導等の整備を図ります。

○個人情報の保護に留意し、地区を担当する民生委員児童委員と連携して、支援体制の整備を図ります。

④ 避難先での支援の充実

○災害時に障がいのある人が安全に安心して避難でき、避難先で必要な支援が受けられるよう、体制の確保に取り組みます。

III 第6期障がい福祉計画

第1章 第5期計画の実績

第2章 今期計画の見込量と確保方策



第1章 第5期計画の実績

1 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

■訪問系サービスの利用実績（平成30年度～令和2年度）

サービス	項目	単位	H30	R1	R2
訪問系サービス	計画値	時間分	112	124	124
		人分	6	6	7
	実績値	時間分	181	190	174
		人分	9	11	9

○訪問系サービスについては、各年度とも実績値が計画値を上回っています。令和2年度は令和元年度より減少していますが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえる必要があります。

「時間分」＝「月間の総利用時間数」、「人分」＝「月間の利用者数」、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援の値を合計
※令和2年度については8月までの実績をもとに算出しています。

(2) 日中活動系サービス

■生活介護の利用実績（平成30年度～令和2年度）

サービス	項目	単位	H30	R1	R2
生活介護	計画値	人日分	270	270	270
		人分	15	15	15
	実績値	人日分	249	242	239
		人分	14	13	12

○利用日数、利用人数ともに、実績値が計画値を下回っています。

「人日分」＝「月間利用者数」×「1人1ヶ月当たりの平均利用日数」、「人分」＝「月間の利用者数」
※令和2年度については8月までの実績をもとに算出しています。

■自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用実績（平成30年度～令和2年度）

サービス	項目	単位	H30	R1	R2
自立訓練 （機能訓練）	計画値	人日分	20	20	20
		人分	1	1	1
	実績値	人日分	0	0	0
		人分	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	計画値	人日分	14	14	14
		人分	1	1	1
	実績値	人日分	0	0	0
		人分	0	0	0

○機能訓練、生活訓練ともに、1人の利用を見込んでいましたが、利用はありませんでした。

「人日分」＝「月間利用者数」×「1人1ヶ月当たりの平均利用日数」、「人分」＝「月間の利用者数」
※令和2年度については8月までの実績をもとに算出しています。

■就労移行支援の利用実績（平成30年度～令和2年度）

サービス	項目	単位	H30	R1	R2
就労移行支援	計画値	人日分	22	22	22
		人分	1	1	1
	実績値	人日分	0	0	0
		人分	0	0	0
○1人の利用を見込んでいましたが、利用はありませんでした。					

「人日分」＝「月間利用者数」×「1人1ヶ月当たりの平均利用日数」、「人分」＝「月間の利用者数」
※令和2年度については8月までの実績をもとに算出しています。

■就労継続支援（A型・B型）の利用実績（平成30年度～令和2年度）

サービス	項目	単位	H30	R1	R2
就労継続支援 (A型)	計画値	人日分	21	21	21
		人分	1	1	1
	実績値	人日分	21	14	0
		人分	1	1	0
就労継続支援 (B型)	計画値	人日分	130	151	151
		人分	6	7	7
	実績値	人日分	125	110	112
		人分	6	5	6

○就労継続支援（A型）については、平成 30 年度は計画値通りの利用でしたが、令和元年度以降は、計画値を実績値が下回っています。

○就労継続支援（B型）については、平成 30 年度はおおむね計画通りの利用でしたが、令和元年度以降は、計画値を実績値が下回っています。

「人日分」＝「月間利用者数」×「1人1ヶ月当たりの平均利用日数」、「人分」＝「月間の利用者数」
※令和2年度については8月までの実績をもとに算出しています。

■就労定着支援の利用実績（平成30年度～令和2年度）

サービス	項目	単位	H30	R1	R2
就労定着支援	計画値	人分	0	0	1
	実績値		0	0	0
○就労定着支援については、利用がありませんでした。					

「人分」＝「月間の利用者数」 ※令和2年度については8月までの実績をもとに算出しています。

■療養介護の利用実績（平成30年度～令和2年度）

サービス	項目	単位	H30	R1	R2
療養介護	計画値	人分	1	1	1
	実績値		1	1	1
○各年度とも、計画値通りの利用となっています。					

「人分」＝「月間の利用者数」 ※令和2年度については8月までの実績をもとに算出しています。

■短期入所の利用実績（平成30年度～令和2年度）

サービス		項目	単位	H30	R1	R2
短期入所	福祉型	計画値	人日分	21	21	21
			人分	3	3	3
		実績値	人日分	22	22	22
			人分	1	1	1
	医療型	計画値	人日分	-	-	-
			人分	-	-	-
		実績値	人日分	1	0	0
			人分	1	0	0

○利用人数は計画値を下回っていますが、利用日数は計画値をやや上回っています。

「人日分」＝「月間利用者数」×「1人1ヶ月当たりの平均利用日数」、「人分」＝「月間の利用者数」
 ※令和2年度については8月までの実績をもとに算出しています。

（3）居住系サービス

■自立生活援助の利用実績（平成30年度～令和2年度）

サービス	項目	単位	H30	R1	R2
自立生活援助	計画値	人分	-	-	-
	実績値		0	0	0
○自立生活援助については、利用がありませんでした。					

「人分」＝「月間の利用者数」 ※令和2年度については8月までの実績をもとに算出しています。

■共同生活援助（グループホーム）の利用実績（平成30年度～令和2年度）

サービス	項目	単位	H30	R1	R2
共同生活援助 (グループホーム)	計画値	人分	6	6	7
	実績値		8	8	8
○計画値を上回る利用がありました。					

「人分」＝「月間の利用者数」 ※令和2年度については8月までの実績をもとに算出しています。

■施設入所支援の利用実績（平成30年度～令和2年度）

サービス	項目	単位	H30	R1	R2
施設入所支援	計画値	人分	7	7	7
	実績値		8	8	6

○平成 30 年度、令和元年度は計画値を上回る利用がありました。

「人分」＝「月間の利用者数」 ※令和2年度については8月までの実績をもとに算出しています。

（４）相談支援

■相談支援の利用実績（平成 30 年度～令和2年度）

サービス	項目	単位	H30	R1	R2
計画相談支援	計画値	人分	4	6	6
	実績値		2	2	1
地域移行支援	計画値	人分	1	1	1
	実績値		0	0	0
地域定着支援	計画値	人分	1	1	1
	実績値		0	0	0

○計画相談支援については、実績値が計画値を下回っています。

○地域移行支援、地域定着支援については、1 人の利用を見込んでいましたが、利用はありませんでした。

「人分」＝「月間の利用者数」 ※令和2年度については8月までの実績をもとに算出しています。

2 地域生活支援事業

(1) 必須事業

■地域生活支援事業（必須事業）の実施実績（平成30年度～令和2年度）

サービス	項目	単位	H30	R1	R2
相談支援事業	計画値	か所	1	1	1
	実績値		1	1	1
成年後見制度利用支援事業	計画値	件	1	1	1
	実績値		1	1	1
意思疎通支援事業	計画値	人分	1	1	1
	実績値		0	0	0
※日常生活用具給付等事業	計画値	件	11	12	12
	実績値		24	16	18
理解促進研修・啓発事業	計画値	実施の有無	無	無	有
	実績値		無	無	無
自発的活動支援事業	計画値	実施の有無	無	無	有
	実績値		無	無	無
成年後見制度法人後見支援事業	計画値	か所	1	1	1
	実績値		0	0	0
手話奉仕員養成研修事業	計画値	人分	1	1	1
	実績値		0	0	0
地域活動支援センター機能強化事業	計画値	か所	1	1	1
	実績値		0	0	0
移動支援事業	計画値	時間	216	264	264
	実績値		208	258	106

○相談支援事業については、計画値通りの実績となっています。

○意思疎通支援事業については、利用がありませんでした。

○日常生活用具給付等事業については、計画値を上回る利用がありました。

○理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業については、実施できませんでした。

○成年後見制度法人後見支援事業については、1か所の設置を見込んでいましたが、実施できていません。

○手話奉仕員養成研修事業については、1人の利用を見込んでいましたが、利用はありませんでした。

○地域活動支援センター機能強化事業については、1か所の設置を見込んでいましたが、実施できていません。

○移動支援事業については、計画値を下回る利用がありました。

※日常生活用具給付等事業

サービス	項目	単位	H30	R1	R2
介護・訓練支援用具	実績値	件	0	0	0
自立生活支援用具			0	0	0
在宅療養等支援用具			0	0	0
情報・意思疎通支援用具			2	0	0
排泄管理支援用具			22	16	17
居宅生活動作補助用具			0	0	1

「人分」＝「月間の利用者数」 ※令和2年度については8月までの実績をもとに算出しています。

(2) 任意事業

■地域生活支援事業（任意事業）の実施実績（平成30年度～令和2年度）

サービス	項目	単位	H30	R1	R2
日中一時支援事業	計画値	人分	1	1	1
	実績値		1	1	0
社会参加促進事業	計画値	件	1	1	1
	実績値		1	1	0
○日中一時支援事業と社会参加促進事業は、令和2年度を除き、計画値通りの実績となっています。					

「人分」＝「月間の利用者数」 ※令和2年度については8月までの実績をもとに算出しています。

第2章 今期計画の見込量と確保方策

1 本計画策定に向けて踏まえるべきポイント

本計画において、障がいのある人等の地域生活を支援するためのサービス基盤を整備するうえで、以下の通り、国の基本指針の見直しを踏まえて作成します。

(1) 地域における生活の維持及び継続の推進

地域における生活の維持及び継続の推進を図るため、地域生活支援拠点の機能充実を進めるとともに、日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討を進める必要があります。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がいのある人の退院後1年以内の地域における平均生活日数が成果目標に追加されました。また、ギャンブル依存症等について、理解を深める啓発や関係機関の連携による支援を行う必要があります。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

就労継続支援の取り組みを評価するため、就労継続支援A型及び就労継続支援B型の目標値が盛り込まれました。また、「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の推進や、大学生や高齢者に対する就労支援が追加されました。

(4) 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービス確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制に取り組む必要があります。

(5) 発達障がいのある人等支援の一層の充実

発達障がいのある人等に対して適切に対応するため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制の充実を図ることや専門医療機関の確保の重要性が盛り込まれました。

（６）障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

難聴障がい児の支援体制に取り組む方向性が盛り込まれました。また、今後の障がい児入所施設の果たすべき役割や障がい児入所支援における 18 歳以降の支援のあり方について、関係機関が協議を行う体制整備の必要性も追加されました。重症心身障がい児及び医療的ケア児のニーズを把握する必要性についても明記されています。

（７）障がいのある人による文化芸術活動の推進

障がいのある人が文化芸術活動を通じて個性と能力を発揮し、社会参加を図ることや文化芸術活動を支援するセンターの設置を推進することが盛り込まれました。

（８）障がい福祉サービス等の質の確保

多様な障がい福祉サービスを円滑に実施し、適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実に加え、適正なサービス提供が行われているかを情報収集する取り組みについて盛り込まれました。

（９）障がい福祉人材の確保

将来にわたって安定的に障がい福祉サービスを提供し、さまざまな障がい福祉事業を実施するための人材確保の必要性が盛り込まれました。

（10）その他

■相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保する必要性が盛り込まれました。

■障害児通所支援体制の教育施策との連携

支援が必要な子どもやその保護者が、切れ目のない支援を受けることができるよう、障がい福祉担当課と教育委員会等が緊密な連携を図ることが盛り込まれました。放課後等デイサービス等の障がい児通所支援の実施にあたっては、学校の余裕教室の活用等、近隣施設との緊密な連携を促進することができる実施形態も検討することが必要という考えが示されました。

2 令和5年度までの成果目標

令和5年度を目標年度として、国は5つの数値目標を設定しており、本村においても地域の実情を勘案し、目標を定めることとします。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 令和元年度末の施設入所者と比較した令和5年度末時点での地域生活に移行する者の割合を6%以上とする形で設定します。
- 令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数から定員を1.6%以上削減する形で設定します。

2 地域生活支援拠点等の整備

- 地域生活支援拠点として、令和5年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等の整備をすることをめざします。
- 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とします。

3 福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設の利用者のうち、令和5年度末までに令和元年度実績の1.27倍以上の方が一般就労へ移行することを目標とします。
- 就労移行支援事業について、令和元年度実績の1.30倍以上の移行実績の達成をめざします。
- 就労継続支援A型の利用者のうち、令和5年度末までに令和元年度実績の1.26倍以上の方が一般就労に移行することをめざします。
- 就労継続支援B型の利用者のうち、令和5年度末までに令和元年度実績の1.23倍以上の方が一般就労に移行することをめざします。
- 令和5年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する方のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用することをめざします。
- 就労定着支援事業所の就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることをめざします。

4 相談支援体制の充実・強化等

- 令和5年度までに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制の確保をめざします。

5 障がい福祉サービスの質の向上

- 令和5年度末までに、障がい福祉サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	備 考
令和元年度の施設入所者数	8 人	令和2年3月31日時点の施設入所者数。
【目標】 地域生活移行者数	1 人	令和元年度末の施設入所者のうち、施設入所から、地域生活に移行する人の目標値。
	6.0%	
令和5年度末時点の施設入所者数	7 人	令和5年度の利用人員見込み。
【目標】 削減見込み	1 人	令和5年度末時点での定員削減見込み数。
	1.6%	

■国の方針通り、福祉施設入所者の地域生活への移行を進めます。

(2) 地域生活支援拠点等の整備

項 目	数 値	備 考
【目標】 地域生活支援拠点等の充実	1 か所	障がいのある人の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村または各圏域に少なくとも1つを整備。
【目標】 地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	1 回	年1回以上運用状況を検証及び検討を行う。

■地域生活支援拠点等の充実について、本村単独では難しく、また、すべての機能を補うほどの社会資源はありません。そのため、関係機関や近隣市町村と連携のうえ、行える機能から設置を考えます。また、地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討については、まずは宇陀郡の自立支援協議会を通じて、年に数回検討することとします。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	数 値	備 考
令和元年度の福祉施設から就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行者	0 人	令和元年度の福祉施設から就労移行支援事業等を通じて、一般就労への移行者数。
【目標】 就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行者数の増加	1 人	令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する人数。
令和元年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者	0 人	令和元年度の就労移行事業を通じた一般就労への移行者数。
【目標】 就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数の増加	1 人	就労移行支援事業の令和5年度末における利用者数。
令和元年度の就労継続支援A型から一般就労への移行者	1 人	令和元年度の就労継続支援A型から一般就労への移行者数。
【目標】 就労継続支援A型から一般就労への移行者の増加	1 人	就労継続支援A型を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する人数。
令和元年度の就労継続支援B型から一般就労への移行者	0 人	令和元年度の就労継続支援B型から一般就労への移行者数。
【目標】 就労継続支援B型から一般就労への移行者の増加	1 人	就労継続支援B型を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する人数。
【目標】 就労定着支援事業利用者数	-	現時点では、該当する事業所がないため、設定していません。
【目標】 就労定着支援事業の就労定着率	-	

- 国の方針通り、福祉施設から一般就労への移行及び就労継続支援A型及びB型からの一般就労への移行を推進します。
- 本村には就労定着支援事業者がなく、近隣市町村と連携して事業の実施に努めます。

(4) 相談支援体制の充実・強化等

項 目	数 値	備 考
【目標】 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の 相談支援体制の強化を実施する体制の確保	実施	総合的・専門的な相談支援体制の充実・強化を行います。

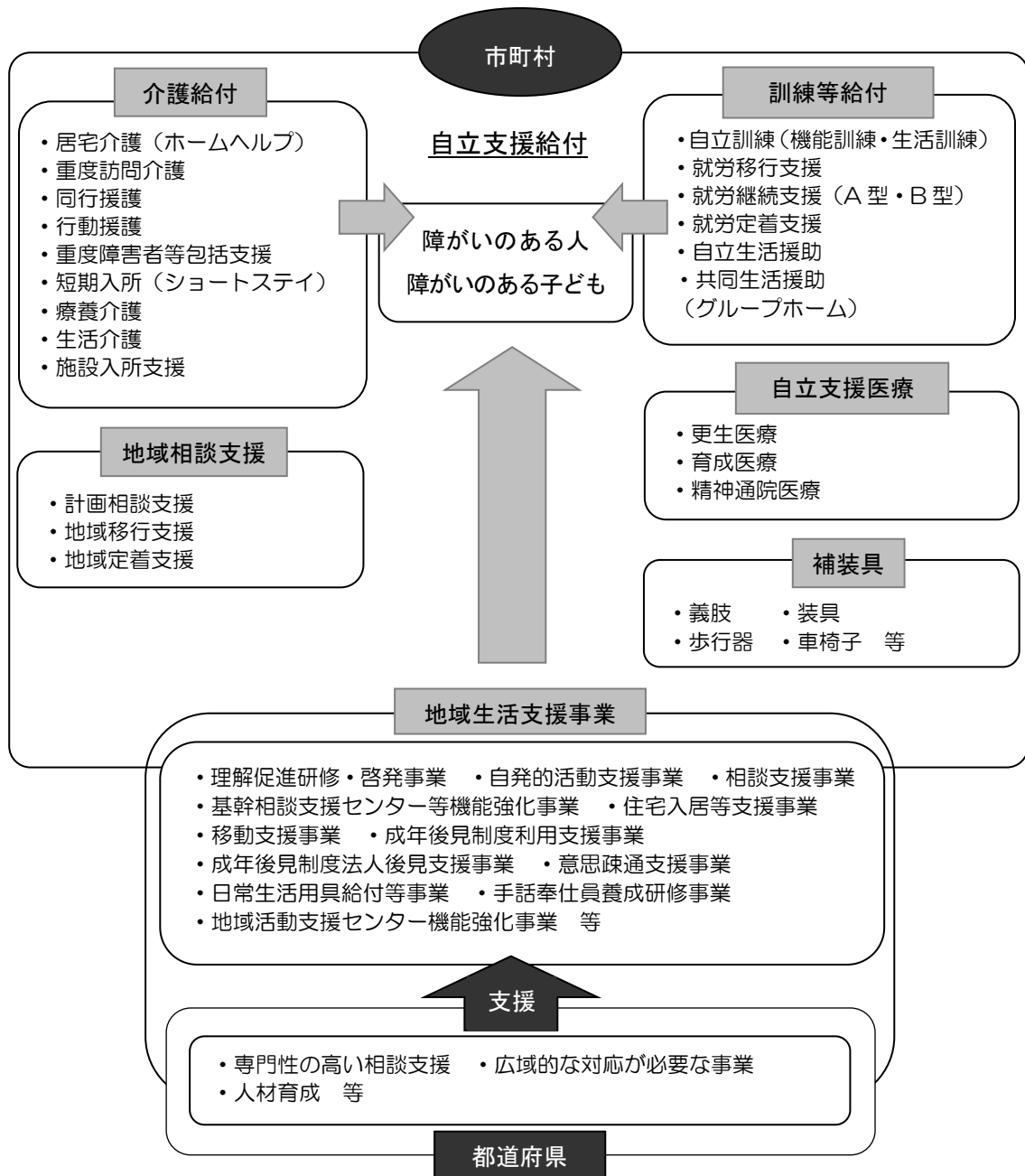
■御杖村社会福祉協議会相談支援事業所と連携し、総合的かつ専門的な相談支援を行います。

(5) 障がい福祉サービスの質の向上

項 目	数 値	備 考
【目標】 障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築	実施	障がい福祉に携わる職員の資質向上に取り組むとともに、事業所等のサービスの質の向上を図ります。

■近隣市町村と連携し、サービスの質の向上を図るための体制の構築に努めます。

3 サービスの概要



■障がい福祉サービスの見込量

国の示す基本指針に基づき、障がい福祉サービスのうちの介護給付と訓練等給付、指定相談支援事業及び地域生活支援事業について、各種サービスの見込量を示すこととなっています。

4 障がい福祉サービス

(1) 訪問系サービス

■事業内容

居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴や排泄、食事等の介助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排泄、食事等の介助や外出時の移動の補助を行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより、行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。

■訪問系サービスの見込量（令和3年度～令和5年度）

サービス	単位	R 3	R 4	R 5
居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護	時間分	200	200	243
同行援護 行動援護 重度障害者包括支援	人分	10	10	11
確保の方策	現在の利用者は居宅介護と行動援護のみですが、村内では事業所に限りがあるため、近隣の事業所と連携し、必要なサービスが利用できるよう、確保に努めます。			

「時間分」＝「月間の総利用時間数」、「人分」＝「月間の利用者数」、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援の見込量を合計

(2) 日中活動系サービス

■事業内容

生活介護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排泄、食事等の介助や創作的活動等の機会を提供するサービスです。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (A型・B型)	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労や生産活動等の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。
療養介護	医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護等を提供するサービスです。
就労定着支援	障がいのある人の就労の継続を図るため、企業や関係機関との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活についての必要な支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	在宅で障がいのある人(児)を介護する方が病気の場合などに、障がいのある人が施設に短期間入所し、入浴や排泄、食事等の介助などを行うサービスです。

■日中活動系サービスの見込量(令和3年度～令和5年度)

サービス	単位	R 3	R 4	R 5
生活介護	人日分	247	266	266
	人分	13	14	14
自立訓練(機能訓練)	人日分	20	20	20
	人分	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日分	14	14	14
	人分	1	1	1
就労移行支援	人日分	22	22	22
	人分	1	1	1
就労継続支援(A型)	人日分	22	22	22
	人分	1	1	1
就労継続支援(B型)	人日分	120	151	120
	人分	6	7	6

サービス		単位	R 3	R 4	R 5
療養介護		人分	1	1	1
就労定着支援		人分	1	1	1
短期入所	福祉型	人日分	21	21	21
		人分	3	3	3
	医療型	人日分	0	0	0
		人分	0	0	0
確保の方策		障がいのある人が自立して生活を送ることができるよう、日中活動の場を確保し、支援に努めます。			

「人日分」＝「月間利用人数」×「1人1ヶ月当たりの平均利用日数」「人分」＝「月間の利用者数」

(3) 居住系サービス

■事業内容

自立生活援助	単身等で生活する障がいのある人に対し、必要な情報の提供や助言、相談、関係機関との連絡調整等の援助を行うサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。
施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障がいのある人(児)に対し、入浴や排泄、食事等の介助などの支援を行うサービスです。

■居住系サービスの見込量(令和3年度～令和5年度)

サービス	単位	R3	R4	R5
自立生活援助	人分	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	人分	9	9	9
施設入所支援	人分	8	8	7
確保の方策	障がいのある人や介助者・保護者の高齢化が進むなか、安心して暮らしていける居住系サービスの確保に努めます。			

「人分」＝「月間の利用者数」

(4) 相談支援

■事業内容

相談支援	福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言等を行うサービスです。
------	--

■相談支援の見込量（令和3年度～令和5年度）

サービス	単位	R3	R4	R5
計画相談支援	人分	2	2	2
地域移行支援	人分	1	1	1
地域定着支援	人分	1	1	1
確保の方策	相談支援については、御杖村社会福祉協議会に委託し、実施しています。障がいのある人のサービスの利用が図れるよう、取り組みを進めます。			

「人分」＝「月間の利用者数」

5 地域生活支援事業

「地域生活支援事業」は、障害者総合支援法において法定化された市町村が実施主体となる事業です。障がいのある人が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業であり、都道府県と連携しながらサービスの提供に努めます。

御杖村地域生活支援事業

<必須事業>

- 理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 相談支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター機能強化事業

<任意事業>

- 日中一時支援事業
- 社会参加促進事業

■事業内容

理解促進研修・啓発事業	市町村が実施する地域社会の住民に対して障がいのある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	障がいのある人等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言等を行うとともに、虐待の防止や早期発見に向けた関係機関との連絡調整や、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	障がい福祉サービスの利用等の視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる方に対し、成年後見制度の利用の支援に向け、関係施設等と連携し、普及啓発を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語・音声機能等の障がいのため意思の伝達に支援が必要な方について、手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣をはじめ、手話通訳者の設置事業を行います。
日常生活用具給付等事業	日常生活に支障がある重度の障がいのある人に対し、日常生活上の便宜を図るための用具等を給付します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。
移動支援事業	社会参加のための外出を支援します。
地域活動支援センター機能強化事業	各機能を備えたセンターを通じて、創作的活動または生産活動等の機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。
日中一時支援事業	日中における活動の場の確保及び親の就労支援や家族の一時的な休息等を支援します。
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増進や交流、障がい者スポーツを普及するために教室等を開催することをはじめ、点訳、音訳等の方法による情報の提供、自動車改造にかかる経費の一部を助成するなど、今後も継続して、各サービスを実施することにより、障がいのある人への支援と社会参加を促進します。

■地域生活支援事業の見込数（令和3年度～令和5年度）

サービス	単位	R3	R4	R5
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	有
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	有
相談支援事業	か所	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	件	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	か所	0	0	1
意思疎通支援事業	人分	0	0	1
※日常生活用具給付等事業	件	13	12	11
手話奉仕員養成研修事業	人分	0	0	1
移動支援事業	時間	233	240	247
地域活動支援センター機能 強化事業	か所	0	0	0
	登録者	0	0	0
日中一時支援事業	人分	1	1	1
社会参加促進事業	件	1	1	1

「人分」＝「月間の利用者数」

※日常生活用具給付等事業

サービス	単位	R3	R4	R5
介護・訓練支援用具	件	0	0	0
自立生活支援用具		0	0	0
在宅療養等支援用具		0	0	0
情報・意思疎通支援用具		0	0	0
排泄管理支援用具		13	12	11
居宅生活動作補助用具		0	0	0

6 その他活動指標

■発達障がい等のある人に対する支援

内容	単位	R3	R4	R5
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	0	0	5
ペアレントメンターの人数	人	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	5
確保の方策				
郡の自立支援協議会にてペアレントメンターを派遣して、保護者を対象に茶話会を開いています。令和5年度末を目標に、ペアレントメンターを1人以上確保できるように周知を行います。また、トレーニング及びプログラムも郡の自立支援協議会を通じ、発達に障がいがあるまたはその心配がある児童の保護者等を対象に行えるよう、働きかけを行います。				

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

内容	単位	R3	R4	R5
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回	1	2	2
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人	-	-	-
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	1	2	2
精神障がいのある人の地域移行支援の利用者数	人	1	1	1
精神障がいのある人の地域定着支援の利用者数	人	1	1	1
精神障がいのある人の共同生活援助の利用者数	人	1	1	1
精神障がいのある人の自立生活援助の利用者数	人	1	1	1
確保の方策				
保健、医療及び福祉関係者による協議の場については、圏域または郡、本村等実施主体について検討しつつ、協議の場を設けるように努めます。また、精神障がいのある人が地域において自立して生活できるように関係機関と連携し、支援します。				

■相談支援体制の充実・強化

内容	単位	R3	R4	R5
総合的・専門的な相談支援	実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	12	12	12
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	12	12	12
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回	25	25	25
確保の方策				
障がい者相談支援事業を御杖村社会福祉協議会相談支援事業所に委託し、実施しています。引き続き、相談支援事業所と連携し、総合的かつ専門的な相談支援に取り組みます。また、自立支援協議会と連携し、相談支援の充実を図ります。				

■障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取り組みに係る体制の構築

内容	単位	R3	R4	R5
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	人	1	1	1
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	0	0	0
確保の方策				
県等が実施する障がい福祉サービス等に関する研修に参加し、学んだ情報を担当課で共有します。				

IV 第2期障がい児福祉計画

第1章 第1期計画の実績

第2章 今期計画の見込量と確保方策



第1章 第1期計画の実績

1 障がい児福祉サービス

■障がい児福祉サービスの利用実績（平成30年度～令和2年度）

サービス	項目	単位	H30	R1	R2
障害児相談支援事業	計画値	人分	1	1	1
	実績値	人分	1	1	1
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	計画値	人分	-	-	-
	実績値	人分	0	0	0
放課後等デイサービス	計画値	人日分	12	15	15
		人分	2	2	2
	実績値	人日分	19	18	15
		人分	1	1	1
児童発達支援	計画値	人日分	1	1	1
		人分	1	1	1
	実績値	人日分	0	0	0
		人分	0	0	0
保育所等訪問支援	計画値	人日分	1	1	1
		人分	1	1	1
	実績値	人日分	0	0	0
		人分	0	0	0
医療型児童発達支援	計画値	人日分	-	-	-
		人分	-	-	-
	実績値	人日分	0	0	0
		人分	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	計画値	人日分	1	1	1
		人分	1	1	1
	実績値	人日分	0	0	0
		人分	0	0	0

○障害児相談支援事業については、計画値通りの実績となっています。

- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、実施できていません。
- 放課後等デイサービスについては、おおむね計画値を上回る利用がありました。
- 児童発達支援及び保育所等訪問支援については、1人の利用を見込んでいましたが、利用はありませんでした。
- 医療型児童発達支援については、利用はありませんでした。
- 居宅訪問型児童発達支援については、1人の利用を見込んでいましたが、利用はありませんでした。

「人分」＝「月間の利用者数」 ※令和2年度については8月までの実績をもとに算出しています。
「人日分」＝「月間の利用者数」×「1人1日当たりの平均利用日数」

第2章 今期計画の見込量と確保方策

1 令和5年度までの成果目標

令和5年度を目標年度として、国は4つの数値目標を設定しており、本村においても地域の実情を勘案し、目標を定めることとします。

1 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築について

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置することをめざします。
- ・令和5年度末までに、各市町村または各圏域に設置した児童発達支援センター等において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築をめざします。

2 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について

- ・令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に1か所以上設置することをめざします。
- ・令和5年度末までに、各圏域及び市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

(1) 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築について

項 目	数 値	備 考
児童発達支援センターの設置	1 か所	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1か所以上設置する。
保育所等訪問支援事業を利用できる体制の確保	1 か所	令和5年度末までに、各市町村または各圏域に設置した児童発達支援センター等において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

■児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を利用できる体制の構築については、本村単独では難しいため、近隣市町と連携のうえ、構築の検討を進めます。

(2) 重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について

項 目	数 値	備 考
重症心身障がい児を支援する事業所の確保	1 か所	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に1か所以上設置する。
医療的ケア児について関係機関による協議の場の設置	1 か所	令和5年度末までに、各圏域及び市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける。
医療的ケア児のコーディネーターの配置	1 人	医療的ケア児に関するコーディネーターを配置する。

- 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの設置については、本村単独での実施は難しいため、近隣市町と連携のうえ、検討を進めます。
- 医療的ケア児の支援について、本村に医療的ケアが必要な児童がいるため、近隣市町村と連携のうえ、関係機関との協議の場の設置を検討します。
- 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置については、村内にある事業所の職員に研修の案内や声かけを行っており、令和5年度末までにコーディネーター1人の配置をめざします。

2 障がい児福祉サービス

■事業内容

障害児相談支援事業	障がい児サービスを利用する児童に、支給決定または支給決定の変更前に障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人口呼吸器や気管切開等医療的ケアを利用している児童を支援するため、医療、福祉、教育等の関連分野を調整するコーディネーターを配置します。
放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。
児童発達支援	通所によって日常生活動作の指導、自活に必要な知識や技能等の訓練を行うサービスです。
医療型児童発達支援	障がいのある未就学児童に児童発達支援及び治療を行います。
保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、学校等に事業所の支援員が訪問し、障がいのない児童との集団生活に適應するための支援を行うサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	重度障がいがあり、児童発達支援等のサービス利用をするために外出することが困難な児童に対して事業所の支援員が居宅を訪問して支援を実施するサービスです。

■障がい児福祉サービスの見込量（令和3年度～令和5年度）

サービス	単位	R 3	R 4	R 5
障害児相談支援事業	人分	1	1	1
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人分	1	1	1
放課後等 デイサービス	人日分	18	18	19
	人分	1	1	1
児童発達支援	人日分	1	1	1
	人分	1	1	1

サービス	単位	R3	R4	R5
医療型 児童発達支援	人日分	1	1	1
	人分	1	1	1
保育所等訪問支援	人日分	1	1	1
	人分	1	1	1
居宅訪問型 児童発達支援	人日分	4	4	4
	人分	1	1	1
確保の方策	障がいのある児童が必要なサービスを受けることができるよう、提供体制の確保に努めます。			

「人日分」＝「月間利用人数」×「1人1ヶ月当たりの平均利用日数」「人分」＝「月間の利用者数」

V 計画の推進体制

- 1 住民参画の推進
- 2 関係機関における連携
- 3 計画の点検・評価



1 住民参画の推進

障がいのある人が生涯にわたって安心して暮らし、余暇活動や就労をはじめ社会参加できるよう、広く住民の理解と協力を得ながら、一人ひとりのニーズに応じたサービスの提供を図ります。

また、御杖村社会福祉協議会や民生委員児童委員、ボランティア団体等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携強化できる仕組みづくりを一層推進しながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。

2 関係機関における連携

障がい者施策は、保健、医療、障がい福祉、教育、労働、生活環境等さまざまな分野が関連しています。そのため、庁内はもとより、幅広い分野における関係部局との連携を強化し、一人ひとりの障がいの特性やライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援を推進します。

3 計画の点検・評価

障害者総合支援法においては、PDCA（計画—実施—評価—改善）のサイクルを障がい者福祉に導入するように挙げられています。

そのため、各年度において、サービス提供状況や地域生活への移行、一般就労への移行等の達成状況の点検・評価等について、行政内部で検証し、計画の進捗管理を行います。

VI 資料編

- 1 計画等策定委員会設置要綱
- 2 計画等策定委員会委員名簿
- 3 計画等策定の経過



1 計画等策定委員会設置要綱

○御杖村障害者計画等策定委員会設置要綱 (平成 26 年 7 月 10 日告示第 33 号の 1)

(目的及び設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 9 条第 3 項及び障害者の日常生活及び社会参加を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条の規定に基づく、御杖村障害者基本計画・障害福祉計画（以下「障害者計画等」という。）を策定するため、御杖村障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者計画等の策定に関すること。
- (2) その他障害者計画等に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 13 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体に関係する者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認めた者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、村長が委員を委嘱又は任命した日から計画の策定が完了するまでの期間とする。

(会長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、保健福祉課において行う。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 26 年 7 月 14 日から施行する。

2 計画等策定委員会委員名簿

	所 属	氏 名	職 名
1	御杖村議会	木村 忠雄	御杖村議会議員
2	御杖村国民健康保険診療所	合田 貴世	御杖村国民健康保険 診療所長
3	奈良県中和保健所保健予防課	田中 操	保健予防課長
4	社会福祉法人ひまわり	廣田 英行	東和圏域マネージャー
5	御杖村民生委員児童委員協議会	今西 利子	御杖村民生委員 児童委員協議会長
6	御杖村民生委員児童委員協議会	鈴木 説子	主任児童委員
7	身体障害者福祉協議会	大西 雅子	御杖村身体障害者福祉 協議会長
8	知的障害者相談員	長山 直美	-
9	御杖小学校	巽 憲文	教頭
10	御杖中学校	並川 公則	教頭
11	御杖村社会福祉協議会	徳田 和則	事務局長
12	御杖村社会福祉協議会	森田 美加	計画相談員
13	社会福祉法人天王福祉会 第2サンライズ	藤島 昇	サービス管理責任者

敬称略・順不同

3 計画等策定の経過

年月日	会議名	内 容
令和2年 7月28日	第1回 策定委員会	・障がい者計画の概要 ・障がい福祉サービスと御杖村の現状 ・アンケート調査票の確認 ・計画策定のスケジュール
令和2年 8月28日～ 9月14日	アンケート調査	・計画の基礎資料とするための調査
令和3年 1月22日	第2回 策定委員会	・アンケート調査結果報告 ・成果目標及び見込量の提示 ・計画素案の提示・検討

御 杖 村
障がい者基本計画
障がい福祉計画・障がい児福祉計画

発行：御杖村（保健福祉課）

TEL：0745-95-2828

FAX：0745-95-6011

発行年月：令和3年3月